

PUBLIC INFORMATION

聖籠町

町のイメージキャラクター



緑丸 百合 はなちゃん

祝 聖籠中学校卒業

144人の新たな門出をお祝い申し上げます。未来へはばだけ！卒業生！

3月4日(火)、聖籠中学校で卒業式が行われました。
卒業生の皆さんが信念をもって自分の道を切り拓き、未来へ突き進んでいくことを心からお祈りします。

祝 第24回卒業証書授与式

聖籠町立聖籠中学校



マチエロ

無料アプリで広報せいろうが手軽に閲覧できるようになりました。



iOS



Android

広報せいろう

2025

4

April No.585

令和7年2月末現在の
人口の動き

●人口 13,640人(前月比-5人) 男6,815人(-2人)
(外国籍除く) (前年比-109人) 女6,825人(-3人)

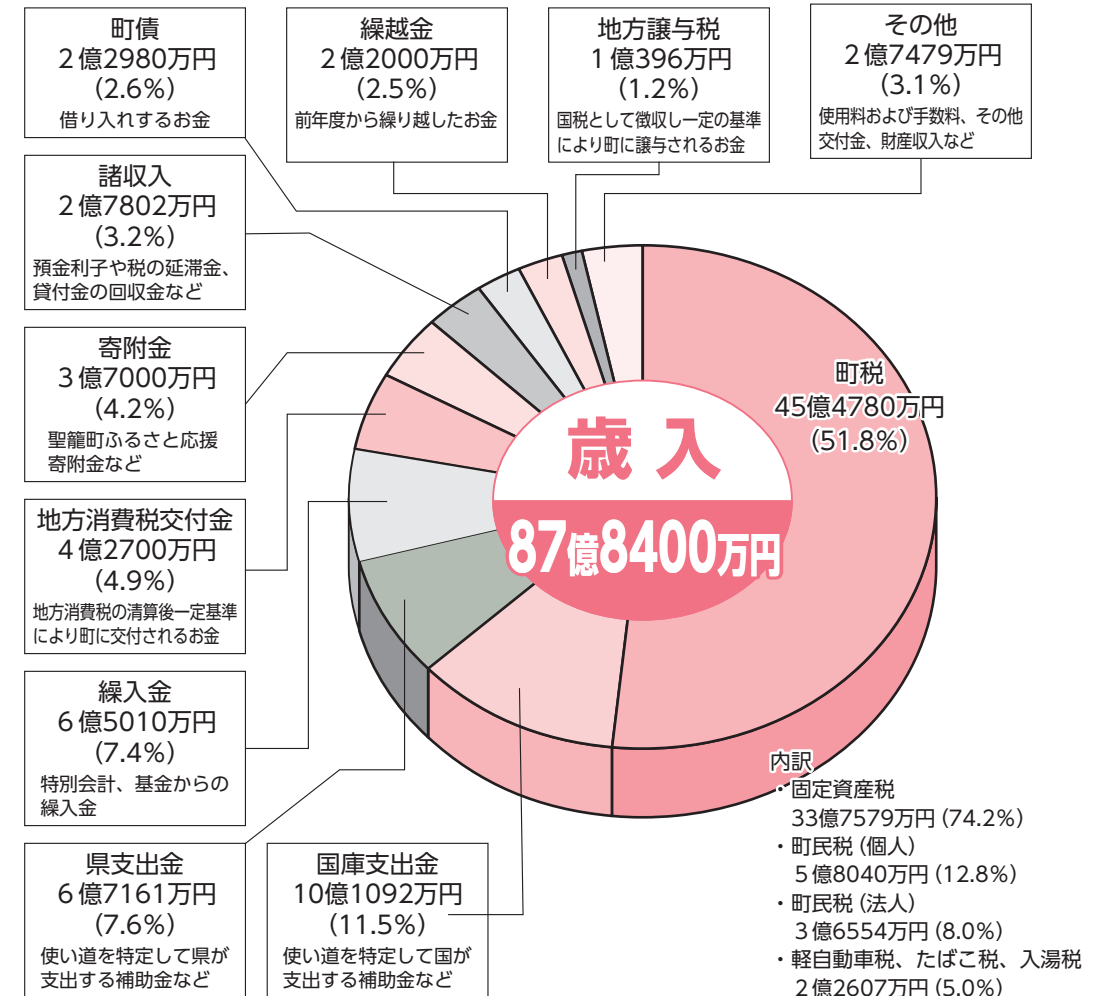
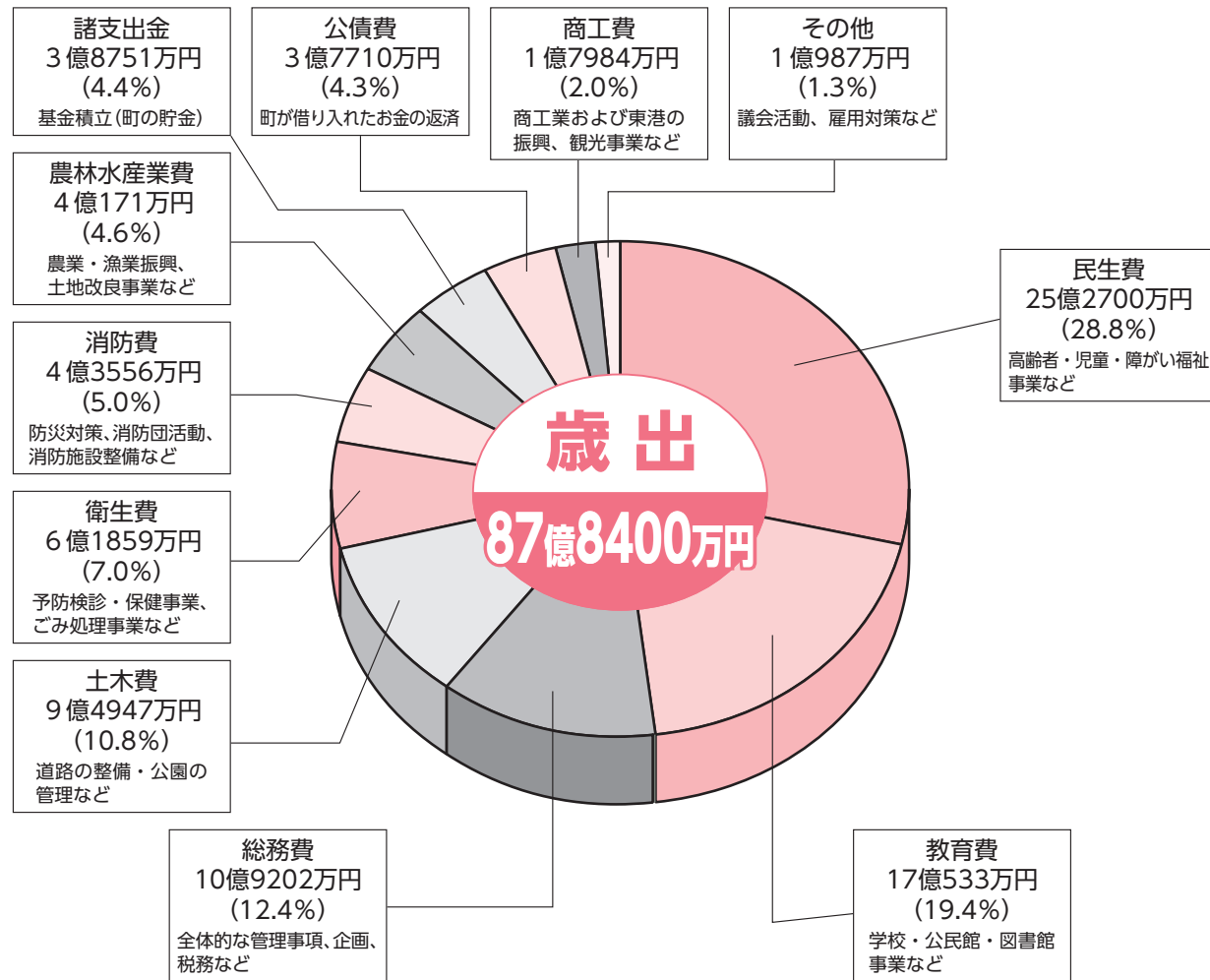
●外国人人口320人(前月比-5人) 男194人(+3人) 女126人(-8人)
●世帯数5,081世帯(外国人のみの世帯含む)

令和7年度

一般会計予算は 87億

8400万円

住みよいまちづくりに
向けスタートします



令和7年度の予算が3月定例議会で審議され、一般会計予算は87億8400万円、また特別会計予算は6会計合計43億5146万円が議決されました。

住みよいまちづくりのために、皆さんの税金がどのようにして使われるのかその概要をご紹介します。お気づきの点、お問い合わせは、役場総合政策課（財政係）までご連絡ください。

令和7年度基金および町債の状況

基金の状況（一般会計）

(単位：万円)				
名 称	令和6年度末 残高見込額	令和7年度増減見込額 積立見込額	令和7年度増減見込額 取崩見込額	令和7年度末 残高見込額
財政調整基金	49,881	142	13,000	37,023
減債基金	8,521	20	0	8,541
災害救助基金	12,694	14	0	12,708
土地開発基金	6,449	14	0	6,463
道路整備基金	497	101	0	598
教育振興基金	322	1	0	323
公共施設整備基金	3,626	104	0	3,730
公共施設維持基金	1,263	1	1,000	264
地域福祉基金	3,693	8	0	3,701
聖籠観音の湯ざぶ〜ん館維持基金	1,875	1,202	1,000	2,077
町営住宅及び共同施設維持基金	29,900	85	357	29,628
ふるさと応援基金	37,470	37,039	37,467	37,042
国営加治川用水地区土地改良事業基金	17,393	19	10,701	6,711
感染症対策基金	150	0	0	150
企業立地促進基金	612	1	611	2
国民健康保険高額医療費貸付基金	200	0	0	200
一般旅券発給等事務証紙等購買基金	0	0	0	0
合 計	174,546	38,751	64,136	149,161

町債の状況

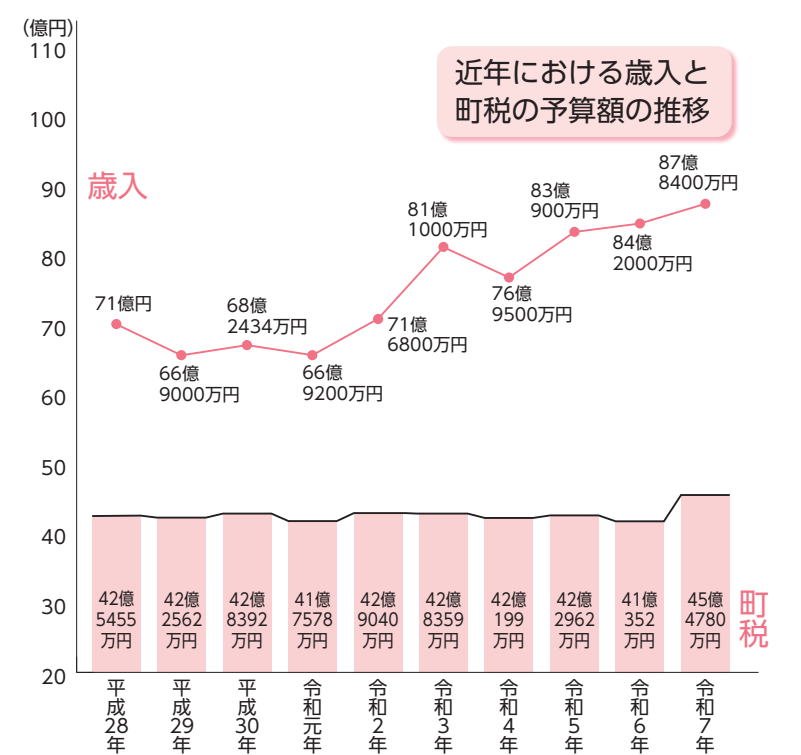
(単位：万円)			
名 称	令和6年度末 残高見込額	令和7年度増減見込額 起債見込額	令和7年度末 残高見込額
一 般 会 計	234,617	27,680	262,297

○基金
町の貯金にあたる基金については、総額で令和6年度末から2億5385万円の減額となる14億9161万円を見込んでいます。

○町債
町の借金にあたる町債については、新たに2億7680万円を借り入れる予定ですが、3億6465万円を返済するため、残高は、令和6年度末から8785万円減額となる22億5832万円となる見込です。

令和7年度特別会計予算は計43億5146万円

会 計 名		予 算 額
国民健康保険	事業勘定	11億1416万円
	施設勘定	1億801万円
介護保険		12億8152万円
後期高齢者医療		1億3863万円
県営開拓パイロット事業		946万円
下水道事業	収益的支出	7億2235万円
	資本的支出	5億4309万円
水道事業	収益的支出	2億9392万円
	資本的支出	1億4032万円



「子どもへ」「福祉へ」 ～幸福度を高め、笑顔

【拡充】放課後の安全安心 充実した居場所づくり
1155万円
※うち国県補助 263万円
学習や様々な体験活動の機会（放課後子ども教室）を提供します。さらに、学習指導者の派遣回数を増やし、放課後子ども教室の統括コーディネーターを配置します。

【更新】A・Iドリル活用推進
424万円
小中学生が利用するA・Iドリルについて、機能を保持しつつ、先生方からも評価が高いものに入れ替えます。A・Iドリルはデジタル学習基盤の一つとして捉え直し、従来いただいていた保護者負担を無くします。

【拡充】学校教育活動の充実・働き方改革の実現
1125万円
※うち国県補助 369万円
スクール・サポート・スタッフの配置の継続に加え、教頭を補助する学校運営支援員を新たに配置する

【拡充】子ども医療費助成 18歳まで無償化拡大
6620万円
※うち国県補助 1674万円
保護者負担の軽減のためこれまで0歳から2歳までを対象に全額助成してきた子ども医療費を、0歳から18歳まで対象を拡充します。

【新規】児童クラブ 利用料金を減額
150万円
※うち国県補助 150万円
保護者の就労継続を目的に県が進める小1の壁への対応として、児童クラブを利用する1年生、きょうだい同時利用世帯、ひとり親世帯、非課税世帯の利用料を減額し保護者の負担軽減を図ります。

【新規】休日保育を実施
405万円
※うち国県補助 300万円
保護者の就労などによる

ことで、教員が児童生徒との活動に集中できる環境づくりを推進します。さらに繁忙期などに養護教諭の有資格者を派遣し、児童生徒の健康課題への支援の充実を図ります。

【拡充】子育て応援パスポート 利用対象拡充へ
8万円
子育て応援パスポートを妊婦まで利用対象を拡大することで、子育て世帯のより一層の支援を図ります。

【拡充】育英資金の対象に 海外への留学生を追加
3976万円
休学し海外の大学などへ留学する学生に対して、継続した育英資金の貸与を可能とします。

【継続】0・1・2歳児の 保育料減免を継続
2160万円
子育て世帯の経済的負担を軽減するため、昨年度実施した0・1・2歳児の保育料の半額支援を継続して

り、日曜日や祝日に家庭で保育できない子どもを対象に、民間が運営する「みんなの森どんぐり保育園（蓮漕地内に新設）」で休日保育を実施します。

【拡充】漢字・算数・数学 検定も補助対象に
31万円
小中学生の英語検定料の半額補助の継続に加え、新たに漢字検定と算数・数学検定も半額補助の対象とします。

【拡充】外国語教育の 充実・強化
1237万円
英語指導助手2名体制の継続と、中学2年生を対象としたA・I英会話システムを導入します。また、外国人とのコミュニケーションや語学研修を通じて英国文化を体験できる、福島県の「ブリティッシュヒルズ」でのイングリッシュキャンプの実施により国際交流への関心を高めます。

【継続】病児・病後児保育を 継続
1149万円
※うち国県補助 766万円
保護者の就労などにより、病児または病後児を家庭で保育できない場合に、新潟聖籠病院内で一時的な保育を実施します。

【継続】児童生徒の登下校支援
2288万円
遠距離から通う小学生の登下校におけるバス運行と中学生の冬学期におけるバス運行を継続します。

【継続】給食費を支援
674万円
食料費の高騰により、令和7年4月から値上げする給食費について、引き続き町が支援を行うことで、保護者の負担軽減を図ります。

【新規】小学校児童の 熱中症対策
1513万円
猛暑による熱中症防止対策として小学1・2年生にネッククーラーを配布するとともに、体育館に移動式クーラーを設置します。また、恒久的な対策として小学校体育館への空調設備の設置に向けた調査検討を行います。

【更新】学習用タブレット 端末を入替
1億5292万円
※うち国県補助 5496万円
令和2年度から小中学校に導入した国のGIGAスクール構想に基づくICTを活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」を継続するため、経年劣化した学習用タブレット端末を入れ替えます。

【更新】中学校ネットワーク 機器を入替
3430万円
※うち国県補助 736万円
タブレット端末を利用し

【継続】第3子以降の 給食費を全額支援
598万円
3歳児（私立認定こども園へ通う子どもを含む）から中学生までの子を3人以上養育する保護者に対して第3子以降の給食費の全額支援を行います。

【継続】私立認定こども園への 支援
1760万円
私立認定こども園運営の安定化を図る上で、保護者への負担を求めることなく、充実した幼児の保育・教育環境を維持するため財政支援を行います。

【継続】介助員の配置
8510万円
幼・小・中学校の特別支援教育の充実を図るため、介助員を配置します。

【継続】乳幼児と保護者の 交流促進
1098万円
※うち国県補助 686万円

そだちの家を月曜日から金曜日まで子育て支援センター「すくすくサロンさくらんぼ」として開設し、子育てについての相談、情報提供、助言などを行います。また、土日を利用できることで、気軽に利用できる屋内遊び場を提供します。

【継続】水泳技能向上へ 小学校プール委託継続
1416万円
天候不順などにより実施が困難になりつつある小学校の水泳授業をスイミングスクールにおいて継続実施し、子どもたちの水泳技能の向上を目指します。

【新規】非課税世帯の エアコン設置費を助成
100万円
エアコンを設置していない非課税世帯を対象に、10万円を上限として、設置費用の3分の2を助成することで、在宅時の熱中症予防を図ります。

「未来へ」 あふれるまちづくり～

令和7年度予算について、歳入は、東港企業の良い経営状況による法人町民税の増収や、バイオマス発電所の運転開始などによる固定資産税の増収など、町税の大幅な増収を見込んでおります。

一方で歳出は、物価高騰や人件費の増加が建設業をはじめとした各種業界に波及していること、子育てなどの社会保障費も増加傾向にあることなど、行政経営にかかる経費も増大する状況にあります。

まずは、この状況を踏まえた中で、いかに町民の暮らしの向上に繋げることができるか、住みやすいまちをどうつくるか、限られた財源を選択と集中の考え方のもと、優先すべき施策を見極め、町民の幸福度と笑顔あふれるまちづくりを念頭に予算を編成しました。

令和7年度の主な事業（新規・拡充など）についてお知らせします。

【拡充】子ども医療費助成 18歳まで無償化拡大
6620万円
※うち国県補助 1674万円
保護者負担の軽減のためこれまで0歳から2歳までを対象に全額助成してきた子ども医療費を、0歳から18歳まで対象を拡充します。

【新規】児童クラブ 利用料金を減額
150万円
※うち国県補助 150万円
保護者の就労継続を目的に県が進める小1の壁への対応として、児童クラブを利用する1年生、きょうだい同時利用世帯、ひとり親世帯、非課税世帯の利用料を減額し保護者の負担軽減を図ります。

【新規】休日保育を実施
405万円
※うち国県補助 300万円
保護者の就労などによる

り、日曜日や祝日に家庭で保育できない子どもを対象に、民間が運営する「みんなの森どんぐり保育園（蓮漕地内に新設）」で休日保育を実施します。

【拡充】漢字・算数・数学 検定も補助対象に
31万円
小中学生の英語検定料の半額補助の継続に加え、新たに漢字検定と算数・数学検定も半額補助の対象とします。

【拡充】外国語教育の 充実・強化
1237万円
英語指導助手2名体制の継続と、中学2年生を対象としたA・I英会話システムを導入します。また、外国人とのコミュニケーションや語学研修を通じて英国文化を体験できる、福島県の「ブリティッシュヒルズ」でのイングリッシュキャンプの実施により国際交流への関心を高めます。

【継続】病児・病後児保育を 継続
1149万円
※うち国県補助 766万円
保護者の就労などにより、病児または病後児を家庭で保育できない場合に、新潟聖籠病院内で一時的な保育を実施します。

【継続】児童生徒の登下校支援
2288万円
遠距離から通う小学生の登下校におけるバス運行と中学生の冬学期におけるバス運行を継続します。

【継続】給食費を支援
674万円
食料費の高騰により、令和7年4月から値上げする給食費について、引き続き町が支援を行うことで、保護者の負担軽減を図ります。

【新規】小学校児童の 熱中症対策
1513万円
猛暑による熱中症防止対策として小学1・2年生にネッククーラーを配布するとともに、体育館に移動式クーラーを設置します。また、恒久的な対策として小学校体育館への空調設備の設置に向けた調査検討を行います。

【更新】学習用タブレット 端末を入替
1億5292万円
※うち国県補助 5496万円
令和2年度から小中学校に導入した国のGIGAスクール構想に基づくICTを活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」を継続するため、経年劣化した学習用タブレット端末を入れ替えます。

【更新】中学校ネットワーク 機器を入替
3430万円
※うち国県補助 736万円
タブレット端末を利用し

た学習環境整備のため、中学校内のネットワーク機器を入れ替えます。

【新規】認可外保育料 半額支援
36万円
町内の認可外保育施設に通園している子どもに係る保育料の半額を支援します。

【拡充】学古堂継続と コース新設
91万円
※うち国県補助 9万円
学習に集中し、分からないことを気軽に質問できる機会（学古堂）を継続して提供します。さらに、自学自習、基礎定着、検定チャレンジと目的に合わせてコース別に学習が進められるよう拡充します。



「子どもへ」「福祉へ」「未来へ」 ～幸福度を高め、笑顔あふれるまちづくり～

【継続】
長寿を応援
給付金を継続支給
2121万円

長寿を祝い、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう、70歳以上の方へ給付金を支給します。

【新規】
がん患者医療用
補整具購入費を助成
30万円

※うち国県補助11万円
がん治療による外見の変化を補完する医療用ウィッグ、乳房補整具、人工乳房などについて、購入費用の半額を助成します。
※補整具の種類に応じて補助上限があります。

【新規】
妊婦歯科健診を
個別健診に
17万円

※うち国県補助17万円
これまで保健福祉センターで実施してきた妊婦歯科健診を、町内の歯科医院での個別健診に変更することで、妊婦の予定に応じた受診（無料）を可能とします。

【新規】
リハビリ専門職が
高齢者健康づくり支援
34万円

※うち国県補助12万円
リハビリなどの専門職と連携して、自主的に体操を行う団体の活動支援やパワーアップ教室卒業者の体力確認などを行うことにより、町民の健康づくりを支援します。

【拡充】
骨粗しょう症検診
70歳まで受診可能に
17万円

これまでの受診対象（40歳から60歳までの女性）から10歳年齢を引上げ70歳まで受診可能とします。また、過去に受診した方も含め5歳の節目年齢で受診が継続して受けられます。
※自己負担は500円。

【新規】
体操を行う団体に支援
100万円

※うち国県補助37万円
町民の健康づくりと介護予防を目的として、高齢者を中心に地域の住民が集い、交流しながら体操を行う団体の設立と活動を支援するため、助

成金を支給します。

【継続】
パワーアップ教室を継続
174万円

※うち国県補助42万円
3か月間の短期で運動、栄養指導、口腔ケアに関するプログラムを提供する介護予防サービスを継続実施することにより、高齢者の生活機能の維持・改善に取り組みます。



未来への投資

【新規】
災害時の快適な
トイレ環境を整備
「3月補正繰越事業」
3578万円

※うち国県補助1786万円
災害時に避難者などへ快適なトイレ環境を提供するため、水洗式のトイレトレーラーなどの購入を予定しています。平時は防災訓練や小中学校の防災教育に



写真提供：見附市

活用することで防災力向上を図ります。

【拡充】
自主防災組織
更なる充実強化を支援
180万円

各集落自主防災組織の活動費の助成対象を拡充します（研修などに係る経費を追加）。また、新たに発電機など高額な防災資機材を購入する場合は、5年間で1回限り、15万円を上限に購入費用を助成します。

【新規】
共助力強化へ
安否確認タオルを配布
93万円

災害時における地域の助け合いを強化し、有事の避難行動を円滑に進めるため、家族の無事を知らせる安否確認タオルを全世帯に配布します。

【拡充】
東山団地の設備更新
2429万円

入居者の快適な居住環境を確保するため、施設の老朽化への対応として風呂釜の取り替えと新規入居者に対してエアコンなどの設置を行います。

【新規】
公共施設
照明設備LED化へ
101万円

温室効果ガスの排出抑制および高騰する電気料金の削減によるコストの軽減を図るため、複数年に分け公共施設にLED照明を導入します。
※令和7年度は図書館と保健福祉センターを予定。

【新規】
中学校駐車場
整備事業を実施
3325万円

※うち国県補助737万円
生徒の安全対策や施設の環境整備を図るため、聖籠中学校裏の砂利駐車場の整備工事を実施します。

【継続】
亀代小学校区で
総合防災訓練を実施
25万円

亀代小学校区において、地震・津波を想定した総合防災訓練を実施します。あわせて、山倉・蓮野学区で同日にまちなか防災訓練を実施します。
※令和8年度は蓮野小学校区で総合防災訓練を実施予定。

【新規】
幼稚園トイレなどを改修
138万円

充実した保育環境整備を図るため、トイレ暖房便座設置工事などを行います。

【新規】
中学生にライフデザイン
講座を実施
16万円

進学や就職、結婚など多様な生き方に向かって行動していくための知識を学び、理想の将来を考える機会を提供するため、中学2年生と3年生にライフデザイン講座を実施します。

【継続】
暮らし応援事業
5000万円

地元経済支援と人口増加策としての移住・子育て支援など総合的な施策として、住宅取得、リフォーム、空き家の活用などをされる方に補助を行います。

【継続】
文化会館トイレなどを
改修
1566万円

文化会館来場者の利便性の向上を図るため、1階女子ト

イレを洋式化します。

また、経年劣化した町民会館の体育館外壁パネルを落下防止のため修繕します。

【継続】
防災士資格取得費用を
全額助成
58万円

※うち国県補助28万円
地域防災力向上のため、各集落自主防災組織で防災リーダーとして活動される方の防災士資格取得費用を全額助成します。令和7年度は9集落、9名を予定しています。

【新規】
集落内道路整備などの
測量・設計業務委託
4363万円

※うち国県補助381万円
寺島網代浜線（山倉地内）路線測量と藤寄地区宮前樋管工事詳細設計などの業務委託を実施します。

【新規】
道路側溝工事
1932万円

集落内道路の冠水対策として、町道長峰線と次第浜入橋線の道路側溝工事を実施します。

【更新】
小形除雪車購入
1697万円

※うち国県補助942万円
老朽化した小形除雪車を入れ替えます。

【新規】
マンホールポンプ
取替工事
1537万円

下水道のマンホールポンプ2か所（次第浜・蓮湯地内）の取替工事を行います。

【継続】
消雪パイプ設置
8915万円

※うち国県補助4344万円
次第浜小谷内1号線外の消雪パイプ設置工事などを実施します。

【継続】
寺島網代浜線などの
道路を改良・舗装
7095万円

寺島網代浜線（寺島地内）などの道路改良や道路舗装工事などを実施します。

【継続】
藤寄地区の配水管を
耐震管に
7553万円

老朽化した上水道の配水管を地震に強い耐震管に入れ替えます。

その他の事業

【新規】
ハピチケを配布
「3月補正繰越事業」
6165万円

※うち国県補助2234万円
物価高騰による町民生活の負担軽減と、町内における消費を喚起することで事業者を支援するため、ハッピーチケット（町民一人3千円、子ども加算一人5千円）を配布します。



【新規】
網代浜海水浴場
在り方を検討
43万円

【更新】
各種計画策定に向け
検討
578万円

子どもの政策・施策の推進を一元的に取り組んでいくため、国のこども大綱および県のこども計画を踏まえ、こども計画を策定します。

網代浜海水浴場の利用者が年々減少する一方、開設に係る経費の増加を踏まえ、開設の在り方の検討を行います。

【継続】
松くい虫伐倒駆除
（くん蒸）処理補助事業
200万円

町内の松くい虫被害が拡大しているため、私有地で松くい虫被害木の伐倒駆除（くん蒸）を行う経費について10万円を上限に半額補助します。

【新規】
こども計画を策定
578万円

子どもの政策・施策の推進を一元的に取り組んでいくため、国のこども大綱および県のこども計画を踏まえ、こども計画を策定します。

【更新】
各種計画策定に向け
検討
578万円

令和8年度から開始する、町の最上位計画である「第5次総合計画（後期計画）」、「第3次地域福祉計画」、「食料・農業・農村基本計画」の策定に向けた検討を行います。

3月議会 施政方針と主な提案をお知らせします

総合計画について

令和3年度に策定した第5次聖籠町総合計画の前期計画が令和7年度で終了することから、その後5年間の後期計画の策定を予定しております。

後期計画は、前期計画を検証するとともに、社会情勢の変化などを踏まえ計画の見直しを行うものであり、この調査・検討にあたっては、町民や関係団体の代表、有識者で構成される総合計画審議委員会にご審議いただく予定であります。

総合計画は町の最上位計画で、町の施策の指針となるものであります。

町民一人ひとりの幸福度を高め、まちづくりの基本理念である「生まれて良かった 住んで良かった 聖籠町」の実現に取り組んでまいりたいと考えております。

乳幼児の充実した保育・教育

子育て支援事業に関しましては、昨年同様、そだちの家を活用して子育て支援センターすくすくサロンさくらんぼの開設や親子の屋内遊び場事業としての土・日開放、ハーモニーこども園で実施する一時預かり事業を継続して行っておりまゐります。更に、令和7年度から保護者の就労などにより日曜日や祝日に家庭で保育ができない子どもを対象に、令和7年度に開園する私立保育園「みんなの森どんぐり保育園」で休日保育事業を実施してまいります。

また、「みんなの森どんぐり保育園」につきましても、町内における子育て支援施策の充実のため、町内の私立認定こども園と同様に本町が進める乳幼児の充実した保育・教育が図られるよう協力・連携調整を図ってまいります。

米の需給について

米の需給がひっ迫している状況が続いていますが、人口減少などの影響により中長期的には米の需要は減少していく傾向にあるため、引き続き需要に応じた米の生産・販売に取り組んでいく必要があります。

そのため、国や県をはじめ、町農業再生協議会や方針作成者などと連携しながら、農業者が需要に応じた生産・販売を行えるよう情報提供に努めるとともに、支援をしていきたいと考えております。

避難所の良好な生活環境の確保

国において、地方創生に向けた経済対策として「新しい地方経済・生活環境創生交付金」が創設され、避難所の生活環境の改善に取り組む地方公共団体への支援策が講じられたことから、本町では、「避難所生活環境改善事業」として、トイレトレーラーをはじめとした避難所の生活環境の向上に資する資機材を、本交付金の活用を想定し整備したいと考え、関連する経費を3月補正予算に計上しました。

3月議会に提案した主な内容

●主な提案

名 称	概 要
町の公共施設の使用料改定に伴う関係条例の改正	新型コロナウイルス感染症の影響で公共施設の使用を制限するなど、利用者に不便をかけているとして適用を先送りしていた新料金を本年10月から適用させるための関係条例の改正。(詳しくは9ページ～11ページをご覧ください)

●主な補正予算 歳出

名 称	補正予算計上額	概 要
子育て・生活応援事業補助金	6016万円 ※うち国費2233万円	町商工会と連携し、利用券(ハッピーチケット)を発行する。各世帯に対し、1人につき3,000円分と18歳以下の子1人につき5,000円分の利用券を配布する。
防災用備品購入費	4105万円 ※うち国費2049万円	避難生活における生活環境向上に資する各種防災資機材を活用し、整備するもの。トイレトレーラーおよびトレーラーのけん引車両各1台、炊出用資機材3台、簡易ベッド130組避難所用仕切り10組(予算現額968千円に追加)

令和7年10月1日から町の公共施設の使用料の料金を改定します



この使用料金の改定は、令和2年10月1日から適用する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響で公共施設の使用を制限するなど、利用者に不便をかけているとして適用を先送りしていました。

しかし、物価高の状況にはあるものの、新型コロナウイルス感染症による施設使用時の制限がなくなったことから、受益者負担の原則に基づいて令和7年10月1日から料金を改定します。

この料金改定による増収分は、施設利用環境の維持や、福祉、教育などの社会保障費の財源となりますので、ご理解をくださるようお願いいたします。

【使用料】

○聖籠町公民館、藤寄地区公民館、公民館第一分館、亀代地区公民館

区 分 施設名		使用料の額			
		(午前) 午前9時～正午	(午後) 午後0時30分～ 4時30分	(夜間) 午後5時30分～ 9時30分	(全日) 午前9時～ 午後9時30分
公民館	小ホール	1300円	1950円	2600円	4550円
	会議室 1	700円	700円	1050円	1750円
	会議室 2	500円	500円	750円	1400円
	会議室 3	500円	500円	750円	1400円
	和室	850円	1250円	1700円	2550円
	多目的ホール	1300円	1950円	2600円	4550円
藤寄地区公民館		400円	600円	800円	1350円
公民館第一分館	学習室 1～4	1300円	1300円	1950円	3250円
亀代地区公民館	小ホール	1300円	1950円	2600円	4550円
	和室(大)	1000円	1500円	2000円	3000円
	和室(小)	500円	500円	700円	1300円

○聖籠町文化会館

施設名		使用料の額			
		(午前) 午前9時～ 午後0時30分	(午後) 午後1時～5時	(夜間) 午後5時30分～ 9時30分	(全日) 午前9時～ 午後9時30分
ホール	平日	1万4400円	2万5200円	3万1200円	6万3600円
	土・日・祝日	2万4000円	3万円	4万3200円	8万7600円
楽屋(小)		150円	250円	250円	450円
楽屋(大)		400円	600円	600円	1250円
ホワイエ(ホールとの同時使用を除く)		2450円	3700円	4950円	9900円
附属設備および備品類		午前、午後、夜間、全日ごとに附属設備および1品目につき規則で定める額			

○聖籠町蓮のギャラリー、聖籠町蓮の創作工房

施設名		使用料の額(1日)	
聖籠町蓮のギャラリー	展示を目的とする場合	1400円	
	展示以外を目的とする場合	2800円	
聖籠町蓮の創作工房	展示を目的とする場合	650円	
	展示以外を目的とする場合	1300円	

○聖籠町青少年交流センター

施設名		使用料の額			
		(午前) 午前9時～正午	(午後) 午後0時30分～ 4時30分	(夜間) 午後5時30分～ 9時30分	(全日) 午前9時～ 午後9時30分
ホール		3900円	5200円	6500円	1万400円

○聖籠町地域交流施設(そだちの家)

利用区分	午前9時～11時30分	午前11時30分～午後2時	午前9時～午後2時
使用料の額	1300円	1300円	2600円

○聖籠町総合体育館(使用時間単位：2時間)

区分		使用料
体育競技を目的	競技場全面	2600円
	競技場半面	1300円
	柔・剣道場	1400円
	控室	350円
	ステージ	500円
	ランニングコース	1人1回200円(小・中学生は1人1回100円)
	放送設備	1000円
体育競技以外	競技場全面	5200円
	競技場半面	2600円
	柔・剣道場	2800円
	控室	700円
	ステージ	1000円
	ランニングコース	1人1回200円(小・中学生は1人1回100円)
	放送設備	2000円
トレーニングルーム		1人1回300円(小・中学生は1人1回150円) (初回時に登録料1人500円)
個人利用 (競技場および柔・剣道場に限り)		1人200円(小・中学生は1人100円)
更衣室・シャワー		1人1回100円(体育館使用との同時使用を除く。)

○聖籠町藤寄体育館 (使用時間単位：2 時間)

区 分		使用料
体育競技を目的	競技場	1200円
体育競技以外	競技場	2400円

○テニスコート (使用時間単位：2 時間)

区 分	使用料	照明設備使用料
1 面使用	700円	1000円
2 面使用	1400円	2000円
3 面使用	2800円	3000円
4 面使用	4200円	4000円

○多目的屋内運動場 (使用時間単位：2 時間)

区 分		使用料
体育競技を目的	運動場	2100円
	小体育室	550円
	和室	200円
体育競技以外	運動場	4200円
	小体育室	1100円
	和室	400円

○スポアイランド聖籠 (使用時間単位：2 時間)

区 分		使用料	照明設備使用料
体育競技を目的	メイングラウンド (全面)	3900円	7800円
	音響設備	2000円	—
	音響設備を伴うステージ使用	2000円	—
	ふれあい広場	900円 (占有使用の場合)	
体育競技以外	メイングラウンド (全面)	1 万9500円	7800円
	音響設備	2000円	—
	音響設備を伴うステージ使用	2000円	—
	ふれあい広場	900円 (占有使用の場合)	

○聖籠野球場、次第浜野球場 (使用時間単位：30分)

区 分		使用料
聖籠野球場	グラウンド	550円
	照明設備	2600円
次第浜野球場	グラウンド	350円

○網代浜艇庫

区 分	使用料 (日額)
セーリング競技用の艇の陸置	1 区画 50円
上記以外の物の陸置	1 区画 50円

○聖籠町海のにぎわい館

区 分 施設名	午前9時～ 午後0時30分	午後1時～ 5 時	午前9時～ 午後5 時
小会議室	2100円	2650円	4250円
大会議室	3250円	3900円	6500円
シャワー	1 回につき200円		

○町立学校体育館 (使用時間単位：1 時間)

施設名	使用料
山倉小学校体育館全面	400円
蓮野小学校体育館全面	
亀代小学校体育館全面	
聖籠中学校体育館全面	800円
聖籠中学校体育館半面	400円
聖籠中学校武道場	250円

※施設など使用料の新料金の適用は、令和7年10月1日以後に申請がなされたものからです。
 ※町立学校体育館の新料金の適用は、令和7年10月1日以後に使用許可がなされたものからです。

お問い合わせ 役場総合政策課 財政係(内線264)

あなたも挑戦！基本チェックリスト

	No.	質問事項	①	②
社会参加	1	バスや電車を利用したり自家用車で1人で外出していますか。	はい	いいえ
	2	日用品の買い物をしていますか。	はい	いいえ
	3	預貯金の出し入れをしていますか。	はい	いいえ
	4	友人の家を訪ねていますか。	はい	いいえ
	5	家族や友人の相談にのっていますか。	はい	いいえ
運動	6	階段を手すりや壁をつたわずに上っていますか。	はい	いいえ
	7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか。	はい	いいえ
	8	15分くらい続けて歩いていますか。	はい	いいえ
	9	この1年間に転んだことがありますか。	いいえ	はい
	10	転倒に対する不安は大きいですか。	いいえ	はい
栄養・口腔	11	6か月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか。	いいえ	はい
	12	BMIは18.5未満ですか。 BMI＝体重(kg)÷身長(m)÷身長(m) 例えば、身長150cm、体重40kgの場合、 $40(\text{kg}) \div 1.5(\text{m}) \div 1.5(\text{m}) = \text{BMI}17.8$	18.5以上	18.5未満
栄養・口腔	13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか。	いいえ	はい
	14	お茶や汁物などでむせることがありますか。	いいえ	はい
	15	口の渴きが気になりますか。	いいえ	はい
	16	週に1回以上は外出していますか。	はい	いいえ
	17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか。	いいえ	はい
社会参加	18	周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあるとされますか。	いいえ	はい
	19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか。	はい	いいえ
	20	今日が何月何日かわからない時がありますか。	いいえ	はい
	21	(ここ2週間)毎日の生活に充実感がない。	いいえ	はい
	22	(ここ2週間)これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった。	いいえ	はい
	23	(ここ2週間)以前は楽にできていたことが今はおっくうに感じられる。	いいえ	はい
	24	(ここ2週間)自分が役に立つ人間だと思えない。	いいえ	はい
	25	(ここ2週間)わけもなく疲れたような感じがする。	いいえ	はい

②の列を選んだ数でチェック

0～3個：フレイルではありません

4～6個：フレイルが始まっているかも

7個以上：すでにフレイル状態かも

もしかしてフレイル？
始めよう！フレイル予防でいきいき長生き

フレイルは健康と要介護状態の中間とされており、そのままにしておくと、やがて足腰が思うように動かなくなったり、認知症になったりして、要介護状態へと進行していきます。



以前と比べて「外出したり家事をするのがおっくうになった」、「忘れっぽくなった」、「転びそうになることが多くなった」といった状態がフレイルにあたります。これらのほか、「歯ごたえのあるものが食べにくくなった」、「飲み込みにくくなった」というお口のの状態も「口腔」のフレイルにあたります。

フレイルとは、「加齢によりこころやからだが弱っている状態」のことをいいます。



フレイルになるきっかけは生活習慣病や骨折などのケガ、食事量の減少などさまざまですが、「社会参加」「運動」「口腔」「栄養」の4つの要素のバランスが崩れることにより引き起こされる、といわれています。

どうしたらフレイルになるの？

フレイルになるきっかけは生活習慣病や骨折などのケガ、食事量の減少などさまざまですが、「社会参加」「運動」「口腔」「栄養」の4つの要素のバランスが崩れることにより引き起こされる、といわれています。反対に、4つの要素のバランスを保つことにより、フレイルを予防することができます、ともいえます。

もしフレイルに
なったらどうすれば
いい？

もしご自身が「フレイル
かも」と思ったら、改善に取
り組むことで、要介護状態
に進みにくくなり、健康で
生き生きとした生活を続け
ることが出来ます。改善のた
めに大事なことはフレイル予
防と同じですが、できるだけ
4つの要素を同時に底上げ
していく必要があります。

「口腔」では、噛み合わ
せをよくすること、口腔衛
生を保つこと、飲み込みを
良くすることが大切です。
ぜひ歯科受診し、それらを
改善する
ことをオ
ススメし
ます。



「栄養」では、朝・昼・
晩ごはんのときに、肉・魚・
卵・大豆などのタンパク質
と、野菜などのビタミン類、
お米などの炭水化物をバラ
ンスよくしっかりと食べるこ
とを意識してください。

「社会参加」では、親しい
友人と会ったり、ボランティ

ア活動をしたり、地域の老人
クラブやお茶の間(※)など
での交流をオススメします。

「運動」では、地域の老
人クラブやお茶の間、集落
有志の皆さんによる任意の
体操や、スポネットせいろ
うが実施するシニア向け教
室などへの積極的な参加を
してみることをオススメし
ます。

このほか、聖籠町では、
身体機能・口腔・栄養を改
善する短期集中のサービ
スとして「聖籠町パワーア
ップ教室」を行っています。
「聖籠町パワーアップ教室」
では、健康運動指導士、理
学療法士、看護師による身
体機能の改善トレーニング
と歯科衛生士による口腔改
善アドバイス、管理栄養士
による栄養改善アドバイス
を行っています。

ご自身が「フレイル状態
かも」と感じたら、ぜひ
聖籠町地域包括支援セン
ターにご連絡ください。

※お茶の間：子どもから高齢者
まで、障がいの有無にかかわ
らず誰もが参加できる居場
所。聖籠町では14団体が実施
しています。

元気を続けるための

聖籠町

90
日間

のチャレンジ!!

パワーアップ教室

リハビリなどの専門スタッフが、運動・栄養・口腔の機能の向上を支援します！

90日間(全12回受講/週1回)のプログラム終了後は、ご自身が学んだ内容を継続できることを目指します。

★対象

- ・要支援認定を受けた人(2号被保険者含む)
- ・65歳以上で基本チェックリストにより生活機能の低下が見られた人(事業対象者)

上記のうち、ご本人の利用希望があり、サービスを受けることが適切とされた方

★利用料

無料

※サービス利用前に、かかりつけ医師
への受診と、医師の情報提供書類が
必要になります。



身体の機能を向上させるために、
運動、栄養改善、口腔ケアのプ
ログラムを行うサービスです。

★できないことができるように
★できることはもっとできるように
保健・医療の専門職が、運動
や健康づくりをサポートしま
す。

🏠こんな機械を使って運動します

お問い合わせ 聖籠町地域包括支援センター(町保健福祉センター内) ☎27-6521

JAPANサッカーカレッジ政策発表会開催

JAPANサッカーカレッジ(JSC)のサッカービジネス科では、聖籠町の課題を地域と連携して解決する政策を考えることを授業の一環として行っています。この授業を通して学生たちが考えた政策を町長はじめ副町長、教育長、関係職員へ提案する発表会が2月13日(木)に聖籠町役場で開催されました。

提案内容は、学生の皆さんが地域や町と協働しながら、自ら行動するもので、町職員からは、「ぜひ一緒に取り組んでいきたい」「若い学生の皆さんの発想は非常に参考となる」などの感想がありました。

提案された政策は、良い点、改善点、実現性などを学生の皆さんにフィードバックし、実現可能なものについては、導入に向けた検討を行う予定です。



◆発表内容

テーマ	内 容
子どもの憧れJSC	放課後にJSCの施設を使用し、子どもへ遊びや文化活動、食事などを通じて運動不足、健全育成、子育てに貢献する。
聖籠町×JSC どろんこサッカー	田植え、収穫、食事、どろんこサッカーなどで農業への関心を高め、担い手不足農業課題に貢献する。
せいらう こねくと	高齢者に対して運動での健康増進と座談会などを通じてコミュニティを創出し、心身ともに健康への意識を高めて健康寿命の延伸を狙う。
聖籠町民の暮らしを支える	高齢者が抱える生活品などを購入することへの不便さや社会的つながりの薄さの課題に対して、移動販売を通じて利便性の向上や人との交流を創出する。
地域活性化 もっといけるぜ聖籠町	町民の子育て世代の子育て環境への満足度の課題に対して、子どもの遊ぶ環境が不十分だと仮定した。JSCの施設を利用して、遊び場の提供や地域交流会のイベントを開催する。
エコマルシェ せいらう	不法投棄などの課題に対して、環境問題や自然環境保全などをワークショップやフリーマーケットの啓発活動を通じて学ぶイベントを行う。

お問い合わせ 役場総合政策課 政策係(内線262)

犬・猫の排泄物や流せる猫砂を トイレに流さないでください

犬や猫の排泄物は、人間の排泄物よりも固く、水でほぐれにくい性質をもっていることから、トイレに流すと排水設備の詰まりの原因となる可能性があります。

そのため、トイレに流さず可燃ごみとして処理していただくようお願いしております。

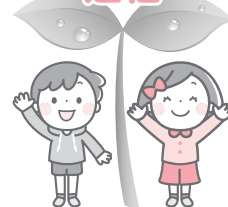
また、流せる猫砂も排泄物と同様に詰まりの原因となる可能性があります。

使用済みの猫砂【ペットの砂】については、排泄物と砂を分離することが難しいため、可燃ごみとして捨ててください。

なお、未使用の猫砂【ペットの砂】は、可燃性の材料の場合は可燃ごみとして処理してください。不燃性の材質の場合は、袋に入れて豊栄環境センターに直接搬入してください。



エコロ
通信



エコなエコロで
育む未来

環境に
関することは
生活環境課
☎27-2111
(内線282)

「セルフエステ」はクーリング・オフできません

事例

ネットで見つけた歯のセルフホワイトニングサロンに行き、体験コースを申し込んだ。

スタッフに10回分の回数券を勧められて購入したが、帰宅してから後悔した。サロンにクーリング・オフを希望したら「できない」と言われた。

アドバイス

- ・セルフエステとは、脱毛、歯のホワイトニングなど、自分で機器を使用して行うエステです。
- ・通常のエステより比較的安価ですが、契約には注意が必要です。
- ・エステティシャンが施術を行う“エステ”はクーリング・オフ（契約を取り消す）制度の対象になります（期間が1か月以上、金額が5万円を超える場合）。中途解約する場合の清算についても法律の定めがあります。
- ・それに対して、自分で機器などを使用する“セルフエステ”はクーリング・オフ制度の対象外で、解約条件は契約書の内容に従うことになります。
- ・解約や継続の条件など、契約する前に慎重に検討しましょう。

消費生活



通信

令和7年4月
vol.174

関役場町民課

消費生活センター

☎27-1958 (直通)

※来所の際は事前にお電話
いただくと確実です

つけ爪用接着剤によるやけどに注意

事例

- ①つけ爪用接着剤をデニムにこぼしたらデニムが溶け、太ももにやけどの水ぶくれができた。
- ②つけ爪用接着剤が手のひらに垂れたのでティッシュペーパーで拭き取ったらやけどをした。

アドバイス

- ・つけ爪用接着剤に含まれる物質の中には、ティッシュペーパーや衣類など、繊維質のものに染み込んで表面積が拡大すると、急激な化学反応によって発熱するものがあります（シアノアクリレート系）。
- ・商品によっては、注意事項の記載がじゅうぶんでない場合があるようです。
- ・つけ爪用接着剤を使用する際には、繊維質のものに染み込ませないように注意しましょう。

誤って付着した場合の対処

- ・衣服についた場合…発熱しないよう大量の水をかけましょう。
- ・皮膚についた場合…ぬるま湯の中でもむようにはがしましょう（ティッシュペーパーで拭かない！）。
- ・家具などにこぼした場合…ポリエチレン手袋をした上で、布などで手早く拭き取りましょう。拭き取った布なども発熱の恐れがあるため取り扱いに注意しましょう。

企業版ふるさと納税による寄附を受けました

町では、企業版ふるさと納税（※）を活用して、地方創生事業に取り組んでいます。

この度、以下のとおり寄附を受けましたのでお知らせします。

（※）“企業”が国に認定された地方公共団体の地方創生事業に対して“寄附”を行った場合に、税制上の優遇措置を受けられる制度です。

関役場総合政策課 政策係(内線261)

企業イメージキャラクター きらっとくん  株式会社テッコ横山	企業名	株式会社テッコ横山
	本社所在地	新潟県魚沼市小出島74
	寄附年月	令和7年2月
	活用事業	アルビレッジを拠点とした地域活性化プロジェクト

※1：「アルビレッジを拠点とした地域活性化プロジェクト」へのご寄附については、寄附額のうち10%を町の地方創生事業に充当しています。

※2：寄附額は、公表について同意をいただいた場合のみ掲載しています。

交通安全豆まきで鬼退治

2月3日(月)、新発田警察署が“交通安全豆まき”を行い、聖籠はじめこども園の4歳児と5歳児が交通ルールを守らない赤信号を渡る赤鬼・横断歩道を渡らない青鬼・お酒を飲んで車に乗る黄鬼に向かって豆を投げて退治しました。



園児たちは、福の神さま(新発田警察署長・聖籠町長)に「交通ルールを守ります。」と宣言しました。



今日も一日交通安全

交通安全に関することは

問 役場生活環境課

☎ 27-2111 (内線284)

令和7年度 聖籠町交通安全対策基本方針

2月28日(金)、交通安全対策会議が開催され、聖籠町交通安全基本計画に基づいて関係機関と協議が行われ、令和7年度聖籠町交通安全対策基本方針が策定されました。



【基本方針重点施策】(抜粋)

交通安全思想の普及・啓発

- ・ 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
- ・ 交通安全に関する普及啓発活動の推進
 - ◇ 自転車乗車時のヘルメット着用の促進
 - ◇ 横断歩行者の安全確保
- ・ 道路環境の整備

4月6日(日)～15日(火)

『春の全国交通安全運動』

～スローガン～

『春の道 譲る気持ちに 笑顔サワ』

4月10日(木)は

「交通事故死ゼロを目指す日」です

聖籠町のヒーロー

交通レンジャーがやってきた

せいろう幼稚園(全園児)、聖籠はじめ・ハーモニー・なないろ・ほしぞらこども園の町内4こども園では3・4・5歳児を対象に、防犯と交通安全を劇で呼びかけました。

防犯劇では、知らない人に声をかけられてもついて行かないこと、助けを求めることなどを呼びかけました。

交通安全劇では、交通レンジャーが登場し、「一人で車から降りないでね」「ヘルメットをかぶって、おうちの人と一緒に自転車に乗ってね」と園児に呼びかけました。

教室の終わりには、交通安全メダルが交通レンジャーから手渡され、これからも交通ルールを守ることを約束してくれました。

防犯劇 “いかのおすし”
イカ 知らない人についていかない
の 知らない人の車にのらない
お おおきな声でさけぶ
す すぐにげる
し 家の人などにしらせる
110番の家・土地
地域の見守りの場所です



新1年生にランドセルカバーを寄贈

児童が安全に登下校できるよう、新発田地区交通安全協会聖籠支部の臼井支部長から、町内3小学校の新1年生に“交通安全黄色いランドセルカバー”が贈られました。



黄色いランドセルカバーをつけた1年生を見かけたら、思いやりのある運転をお願いします。

(黄色いランドセルカバーは、新潟県交通安全協会から毎年いただいております。)

町の交通事故発生状況



区分 年	1月 (うち高齢者数)		
	発生件数	死者数	傷者
令和7年	1 (0)	0	1 (0)
令和6年	1 (0)	0	1 (0)
増 減	0	0	0

町の動向

このコーナーでは、役場各課の主な業務、各種委員会の活動などを町民の皆さんにお知らせします。

掲載内容についての、ご意見・ご質問などがありましたら、担当課または総務課広報担当まで電話か町政ポストのハガキでお寄せください。

総務課

時 2月12日（水）

令和6年度聖籠町

男女共同参画計画策定委員会

開催

町では、男女が互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができるよう男女共同参画社会の実現を目的に「聖籠町男女共同参画計画」を策定し、施策の展開を図っています。

現行の第4次計画は令和5年度から令和9年度の5年間を計画期間としています。

第2回会議では、令和6年度の計画の取組状況について検証した後、今年度実施した男女共同参画町民意識調査アンケートの結果報告を行いました。

なお、委員会の議事録は町のホームページで閲覧できます。

町民課

時 3月3日（月）

令和6年度第4回聖籠町

国民健康保険運営協議会開催

聖籠町国民健康保険運営協議会は、国民健康保険に関する予算執行や運営について、有識者や町民の意見を十分に反映し適切に実施されるよう、調査や審議を実施しています。

協議会では、次の事項について審議を行いました。

- ・令和6年度聖籠町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）（案）について
- ・令和7年度聖籠町国民健康保険特別会計予算（案）概要について

保健福祉課

時 2月18日（火）

令和6年度第1回聖籠町

自立支援協議会開催

第1回聖籠町自立支援協議会では、次のことについて話し合い、委員は活発な意見交換を行いました。

- ・聖籠町障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の進捗状況について

教育未来課

時 2月25日（火）

令和7年度聖籠町教育委員会

第2回定例会開催

聖籠町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の公布について（継続審議）

聖籠町教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する訓令について

- ・聖籠町教育委員会処務規程の一部を改正する訓令について
- ・聖籠町教育委員会処務規程の特例を定める規程の一部を改正する訓令について

- ・令和7年度国民健康保険事業費納付金の本算定結果について

- ・県費負担教職員の任免の内申について
- ・聖籠町地域学校保健委員会設置要綱の一部を改正する告示について
- ・以上6項目について協議しました。

なお、定例会の議事録は町のホームページで閲覧できます。

農業委員会

時 2月25日（火）

農業委員会第25期

第36回総会開催

- ・農地法第5条の規定による許可申請について・・・3件
- ・農用地利用集積計画による（所有権移転）申出審査について・・・3件
- ・農用地利用集積計画による（利用権設定）申出審査について・・・16件
- ・農用地利用集積計画（中間）による申出審査・・・212件
- ・以上4項目が審議され、議決・承認されました。

その他報告事項がありました。

なお、総会の議事録は農業委員会事務局および町ホームページで閲覧できます。

ご利用ください

役場休日・夜間窓口

マイナンバーカードの受け取り、申請や住民票の交付など通常の時間内に来庁が困難な方は、ぜひご利用ください。

受付できる業務について、詳しくは担当窓口までお問い合わせください。

所役場1階 町民課

〔4月の休日役場窓口〕

時 4月12日（土）

午前9時～正午まで

〔4月の夜間窓口〕

時 4月23日（水）

午後8時まで

問 役場町民課 町民サービス係

（内線111）

町診療所からお知らせ

〔4月の休診日〕

4月14日（月） 1日

23日（水） 1日

ご理解のほど、よろしくお願ひします。

問 聖籠町国民健康保険診療所

☎ 27-11234

狂犬病予防注射 忘れずに！

生後91日以上の子犬を飼っている方は、飼い犬の登録(生涯1回)と狂犬病予防注射(毎年1回)が法律で義務づけられています。

狂犬病は、人を始めとする全ての哺乳類に感染し、発症すると100%死亡する恐ろしい病気です。世界では毎年5万人以上の方が亡くなっています。

狂犬病予防注射は、狂犬病が日本国内に侵入した場合に、犬に感染が蔓延することを防いでくれるものです。忘れずに予防注射を受けましょう！

◆日時と会場

日 程	時 間	会 場
4月22日(火)	午前9時30分～10時30分	次第浜公民館
	午前10時50分～11時40分	亀塚公会堂
	午後1時30分～2時30分	網代浜会館
4月23日(水)	午前9時30分～10時30分	杉谷内公会堂
	午前11時～11時40分	真野公会堂
	午後1時30分～2時50分	役場隣の町倉庫

◆当日必要なもの

①通知はがき：通知はがきが郵送されますので、必要事項を記入のうえ、ご持参ください。

※4月16日(水)までに通知はがきが送付されない場合は、お手数ですが役場生活環境課までご連絡ください。

②料 金：3250円(注射料金：2700円・注射済票：550円)

※新たに犬を飼う場合は、登録手数料3000円が加算されます。

※事故防止のため、犬を制御できる人が連れてきてください。

※飼育犬がすでに死亡している場合は、必ず役場へ届出を行ってください。

愛犬に責任を！

ペットに関する苦情やトラブルが後を絶ちません。犬を散歩する時は、必ずリードをつけ、飼い主の責任において、フンは必ず持ち帰りましょう。

犬とあなたのお約束。必ず守ってくださいね。

町役場生活環境課 環境推進係(内線282)

24日	22日	18日	16日	11日	10日	9日	6日	1日	4月	町長の動向 (主なものを抜粋)
新発田地区交通安全協会聖籠支部総会	聖籠町交通安全母の会総会	区長会議	聖籠町老人クラブ連合会総会	新潟東港聖籠地区立地企業連絡協議会役員会	せいらう幼稚園入園式	新入学児童を守る街頭指導	小学校入学式	中学校入学式	職員辞令交付式・訓示	小・中学校辞令交付式
									会計年度任用職員訓示	農業委員任命書交付式
									消防新入団員等辞令交付式・教育訓練	

INFORMATION

おしらせ

お問い合わせ先

聖籠町役場 ☎27-2111
町民会館 ☎27-2121
図書館 ☎27-6166
町保健福祉センター
保健福祉課 ☎27-6511
長寿支援課 ☎20-7433
上下水道課 ☎27-5141
(上水道管理棟)
診療所 ☎27-1234

INFORMATION

4月の行事

《相談事業》

ところ 役場第1会議室

◆行政相談

8日(火)午前10時～11時30分

町役場総務課(内線225)

ところ 結いハート聖籠

◆心配ごと相談(随時開催)

町聖籠町社会福祉協議会

☎28-7110

《保健福祉事業》

ところ 町保健福祉センター

◆乳幼児健康診査

○1歳2か月児歯科健診

7日(月)午後1時10分～

○3歳6か月児歯科健診

8日(火)午後1時10分～

○1歳6か月児健診

28日(月)午後1時～

○乳児健診

25日(金)午後1時～

◆学級

○マタニティ教室

15日(火)午後1時15分～

町保健福祉課(町保健福祉センター内)

☎27-6511

聖籠子育てアプリ

登録はこちら！



2月の届出

げんきなよい子

出生

赤ちゃん	保護者	行政区
松色 ちゃん	(椎谷 大亮)	二本松
衣葉 ちゃん	(椎谷 大亮)	二本松
悠蒔 ちゃん	(宮沢由里子)	網代浜
璃麗 ちゃん	(宮下良央斗)	次第浜
世和 ちゃん	(佐藤 秀徳)	桃 山
叶弦 ちゃん	(鈴木 健次)	次第浜
慈温 ちゃん	(富樫 和希)	別 條

幸せ多い人生を

婚姻

新郎・新婦	行政区
キスンピトーレス マークアレクサンダー さん	聖中ヶ丘
田 辺 のぞみ さん	
高 濱 将 大 さん	山大夫
(阿 部) 桃 佳 さん	

ごめいふくをお祈りします

死亡

氏 名	年齢	行政区
八 幡 ミサホさん	(90歳)	大夫興野
坂 上 富 子さん	(89歳)	二本松
平 野 由香里さん	(51歳)	亀 塚
杉 沢 九十二さん	(98歳)	別 條
斉 藤 春 枝さん	(100歳)	蓮 潟
石 田 恵美子さん	(80歳)	蓮 潟
宮 野 ケイ子さん	(92歳)	本三賀
渡 辺 周 樹さん	(77歳)	亀 塚
渋谷 ツ ネさん	(88歳)	山諏訪山
市 川 チ ヨさん	(98歳)	八 幡
渡 辺 ヨリ子さん	(95歳)	網代浜
小 林 ミノルさん	(92歳)	正 庵
馬 淵 ナツイさん	(92歳)	網代浜
水戸部 テ イさん	(91歳)	道賀新田

- (注1) 町役場へ届出を提出された方で届出の際にご承諾をいただいた方のみ掲載しております。
- (注2) 略した文字で掲載しております。戸籍の氏名と異なることがあります。ご了承ください。

町の新しい民生委員・児童委員をご紹介します

二本松区域を担当する民生委員・児童委員として、田中眞佐人さんが、3月1日付けで新たに委嘱されました。

民生委員・児童委員は、地域の人たちが生き生きと元気に、安心して暮らせる地域づくりを進めるためのお手伝いをさせていただきます。



※敬称略

氏 名	田中 眞佐人
電 話	27-8046
担当区域	二本松

あなたの心配ごとを解決するお手伝いをします

民生委員・児童委員は、住民の最も身近な相談・支援者です。生活上の問題など“何かに悩んでいるとき”は、ぜひお近くの民生委員・児童委員にご相談ください。

児童委員・主任児童委員の活動

民生委員は、児童委員を兼ねています。虐待やいじめ、不登校、非行など、子どもを取り巻く環境が深刻さを増していますが、支援が必要な児童とその保護者、妊産婦、ひとり親家庭などに必要な情報の提供や援助などを行い、児童の健全育成のための地域活動を行います。なお、児童委員の中には区域を持たず、児童福祉を専門に担当し、活動する主任児童委員がいます。

秘密は守られます

民生委員・児童委員は法律で個人の秘密を守ることが義務づけられています。相談内容などを口外することはありませんので、安心してお気軽にご相談ください。

圏保健福祉課 民生委員児童委員協議会事務局 ☎27-6511

入札結果

入札日 2月6日

	件 名	場 所	契約額 (円)	業者名	納入完了日 または工事 (委託)期間 最終日	入札 方法 ※
1	蓮潟新田別行線道路 舗装補修工事	聖籠町 東港6丁目 地内	2,310,000	丸運建設(株) 下越営業所	令和7年 3月24日	(指)
2	山諏訪山蓮潟線外道 路植栽伐採業務委託	聖籠町大字 諏訪山 地内外	660,000	(有)栗原 緑樹園	令和7年 3月21日	(指)

※(指)：指名競争入札 (○)：制限付一般競争入札

聖籠町を花や緑にかこまれた みんなのキレイなまちにしませんか！

道路、公園・緑地などの環境美化に取り組む団体を募集しています！

聖籠さわやかフリースサポート事業

町民や事業所と町が協働で進める新しい環境美化への取り組みであり、42団体が登録しています(令和7年3月末現在)。

道路、公園・緑地などの公共施設を管理していただくボランティア団体を育成し、持続可能な開発目標(SDGs)に向け、環境美化の推進を図るものです。

継続的な緑化活動や道路の清掃活動は、SDGsの指標「11:住み続けられるまちづくりを」に貢献することにもなりますので、ぜひ、さわやかフリースサポート事業に取り組んでみませんか？



事業の概要

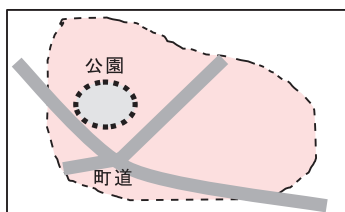
活動団体としてグループで行っていただきます。

活動人数が3人以上の地域住民、事業所、老人クラブ、サークル、集落などの団体とします。
(代表者は、18歳以上の方となります。)

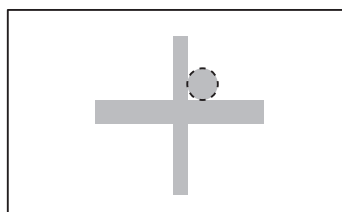
(1)活動場所はどこにするの？

①道路、公園・緑地などの公共施設で安全に作業ができる区域とします。

(例1)○○○集落区域



(例2)□□交差点付近ポケットパーク



②以下の区域についても可能ですが、その際は役場ふるさと整備課にご確認ください。

区 域
(1) 道路の交差点や幹線町道または県道の歩道
(2) ポケットパーク(沿道にある公園・緑地)

(2)具体的にどんなことをするの？

原則として年間3回以上、次のいずれかの活動を行います。

- ①草花などの植栽・管理
- ②除草
- ③空き缶などの散乱ごみの収集ならびに廃棄など



税務課からのお知らせ

確認してください、あなたの固定資産

町では、あなたの固定資産(土地・家屋・償却資産)に対して令和7年度の課税をする準備をしています。固定資産税は、町が決定した課税標準額に1.4%を乗じたものが税額となります。

また、土地・建物の課税対象物件を記載した「課税明細書」を納税通知書に同封いたしますので併せてご確認ください。「課税明細書」の内容に誤りなどがある場合は速やかにご連絡をお願いします。

特に、昨年中(令和6年1月2日~令和7年1月1日)に取り壊した、または、取り壊し中の家屋は令和7年度から課税対象外となりますが、家屋については取り壊されているかどうか把握できない場合がありますので税務課まで滅失の届出をお願いします。

この「課税明細書」は、農業所得などの確定申告に利用できる書類となりますので、1年間大切に保管してください。

固定資産税の縦覧について

地方税法第416条により、下記期間中お持ちの土地または家屋の価格と他の土地または家屋の価格を比較するため、町内の固定資産について縦覧することができます。

【縦覧期間】4月1日~4月30日まで(役場の開庁日)

【場 所】聖籠町役場 税務課

不服の申立てについて

地方税法第432条により、町が決定した価格に不服がある場合は、納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に聖籠町固定資産評価審査委員会(事務局：役場総務課)に対し、文書で審査の申し出ができます。

固定資産税の減免・減額について

固定資産税は、税法により次のような場合に減免および減額を受けられます。該当の方は忘れずに申請をしてください。

■減免 生活保護法に基づく生活保護者および公益のため無償で直接使用される固定資産などは減免の対象になります。第1期納期限日までに所定の申請をしてください。

■減額 税法に定める一定の要件を満たした耐震改修工事や、バリアフリー工事などを実施した場合は税額の一部が減額されます。実施後速やかに所定の申請をしてください。

☎役場税務課 税務係(内線144)

(3)町の支援は？

- ①環境美化活動に必要な物品などを支給または貸与
支給品(例)：種苗・軍手、ゴム手袋、ごみ袋、肥料 など
貸与品(例)：プランター、じょうろ、スコップなど

②傷害保険の適用

事故があった場合、町が加入する傷害補償保険を適用させます。

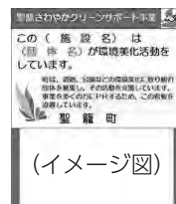
③看板を設置し広くPR

(適当な設置場所がある場合のみ)

地域内のごみのポイ捨ての減少が期待でき、活動団体の紹介にもなります。

④広報紙やホームページで活動団体の紹介・PR (グループの自己PRなどを織り込みながら紹介を行います。)

〈注意〉無償ボランティア活動としてしますので、補助金などといった経費でのお支払いはありません。



(イメージ図)

参加したいとき

基本的には随時受付~随時実施となりますが、今年度の取り組みを行うにあたり、申し込み目標を令和7年6月末までとしてお願いします。

まず、団体をつくりましょう

……集落、老人クラブ、友達、サークル、企業など

次に、活動場所、活動内容を決めましょう

……集落公園、集落内道路、PR効果のある交差点などで花いっぱい活動、清掃活動などをどれくらいの頻度でやるか

そして、申し込みましょう！



申・☎役場ふるさと整備課
都市計画係(内線235)

国民健康保険に加入している皆さまへ 脳ドック受診料を助成します

自覚症状の出にくい脳の病気(脳血管疾患・認知症など)の早期発見と早期治療を目的に、脳ドック受診料を助成します。

対 受診日現在において町の国民健康保険に加入している満40歳以上の方
国民健康保険税を滞納していない方
※人間ドック受診料の助成を受けている方も対象となります。
※脳ドック受診料の助成は1人につき、3年に1回の助成となります。令和6年度に利用された方は対象になりません。(特に異常がない方は3年程度に1度の受診が推奨されています)

【検査機関】

医療法人社団 葵会 新潟聖籠病院

【コース】

- ①脳卒中・認知症コース 3万9600円(税込)
脳や脳血管の状態を診断します。脳卒中、脳腫瘍、認知症などが心配な方におすすめです。検査時間：2時間30分
- ②簡易コース 1万9800円(税込)
すでに人間ドックなどを受けられており、頭部MRI検査だけを希望する方や、若い方におすすめです。検査時間：30分

【助成額】

- ①脳卒中・認知症コース
助成額 2万5000円
自己負担額 1万4600円
- ②簡易コース
助成額 1万2000円
自己負担額 7800円
※脳ドックにかかる費用(消費税または地方消費税を除く)の10分の7相当額を助成します。(1000円未満の端数が生じたときは切り捨て)
※検査料金は、令和7年4月時点の料金です。今後状況に応じて変更となる可能性があります。

【申請方法】

役場町民課の窓口でお申し込みください。
※国民健康保険の被保険者証・資格確認書・マイナンバーカードのいずれかをお持ちください。(受診希望者以外(家族など)が申請する場合は印鑑もお持ちください)
※検査結果は町民課・保健福祉課に共有され、保健指導などに活用されます。

申・問 役場町民課 保険係(内線117)

国民健康保険税の 年金天引きが始まります

国民健康保険(国保)に加入している世帯主の方で、次の①から⑤のすべてに当てはまる方は、特別徴収(年金からの天引き)の対象となります。

【特別徴収の対象となる方は?】

- ①世帯主が国保に加入しており65歳から74歳である
- ②国保加入者が全員65歳から74歳である
- ③年額18万円以上の年金を受給している
- ④介護保険料の特別徴収対象者で、介護保険料と国保税の合計額が年金支給額の2分の1を超えない
- ⑤その他特別な事情がない

①～⑤すべてに当てはまる方

特別徴収の対象となる方には、「仮徴収額決定通知書」をお送りします。

※通知書が届かない方は特別徴収の対象となりません。
※年金保険者から送付される年金の支払額に関する通知の中にも、特別徴収される税額が記載されています。

【特別徴収を中止したい方は】

次の①から②のすべてに当てはまる方は、申し出により特別徴収を中止することができます。

- ①過去2年間国保税を滞納なく納付している
- ②特別徴収の中止後、口座振替によって納付する

特別徴収の中止手続きは以下のとおりです。

- (1)金融機関で国保税の口座振替を申し込む
 - ・振替口座の通帳と届け出印が必要です
 - ・特別徴収の開始以前に口座振替にて国保税を納付していた方は手続き不要です
- (2)役場町民課の窓口で、申出書を提出する
 - ・(1)の口座振替申込書の控えが必要です
 - ・提出の際は、マイナンバーカードなどの身分証明書をもちください

※特別徴収の中止には期間を必要とするため、直近に支給される年金から、すぐに中止することはできません。

※特別徴収中止後、国保税の滞納が続いた場合、特別徴収が再開されることがあります。

問 役場町民課 保険係(内線117)

65歳以上
の方へ

令和7年度 介護保険料 仮徴収について

介護保険料は前年中の所得などにより決まりますが、その時期は所得などの確定後である7月となります。そこで、特別徴収(年金からの天引き)の1～3期について、前年度の保険料額をもとに暫定的に徴収します。これを、**仮徴収**といいます。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特別徴収	1期		2期		3期		4期		5期		6期	
普通徴収				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期

また、保険料額が確定した後の期間を**本徴収**といい、特別徴収の4～6期と普通徴収の全期間が該当します。
なお、令和7年度の介護保険料については、本徴収が開始する7月中旬に皆さまにお知らせします。

1. 仮徴収について

(1) 仮徴収額 ①今年度から新たに特別徴収が開始される方

各期の仮徴収額(4月・6月・8月)は、前年度保険料年額の1/6の額です。

②前年度から継続して特別徴収の対象となる方

各期の仮徴収額(4月・6月・8月)は、令和7年2月に特別徴収された保険料額と同額です。

※ただし、仮徴収額と10月以降の本徴収額の差が大きい場合、8月の仮徴収額は、7月中旬にお知らせする際に変更となる場合があります。

(2) 通知時期 4月中旬

※仮徴収についてお知らせするのは、今年度から新たに特別徴収が開始される方です。前年度から継続して特別徴収の対象となる方について、仮徴収額を確認する際は、前年度の通知書をご確認ください。

2. 以下に該当する方は、特別徴収の対象となりません

◇資格取得(例: 65歳になられた、転入された)から、半年から1年を経過していない方

◇介護保険料額が減額となり特別徴収が停止した方

◇年金の受給額が年額18万円未満の方 など

なお、上記の理由などにより現在特別徴収ではない方も、条件が整うと自動的に特別徴収に切り替わります。徴収方法が変更となる場合は、事前にお知らせしますので必ずご確認ください。

お問い合わせ 役場町民課 保険係(内線116)

認知症の人を介護する家族のつどい

認知症の人を介護する家族同士が集まり、日頃の介護についての出来事や悩み、利用できる医療や介護サービスのことなどを気軽にお話しします。

認知症以外の方を介護されている方も参加できますので、ぜひご参加ください。

～参加者の声～

時 4月14日(月)

午前10時30分～正午

所 町保健福祉センター

他 参加費無料、要申込

包括支援センターへご連絡ください。

※当日参加も大歓迎!

お気軽に参加したいときにいらしてください!

【ご参加にあたってのお願い】

・悪天候などを理由に中止となる場合があります。

その際は、お申し込みされた方へ個別に連絡をさせていただきます。

・体調不良・発熱などの症状がある場合には、参加の自粛をお願いします。

・この会で話したことや聞いたことは個人情報です。お互いに秘密を守るようにお願いします。

同じような経験をしている方も一緒に話し合えた。話を聴いてもらい、自分の介護を後押ししてもらえた。

申・問 聖籠町地域包括支援センター(町保健福祉センター内) ☎27-6521

令和7年度 後期高齢者医療保険料について

○令和7年度の保険料率は、令和6年度と同じです

後期高齢者医療制度は、被保険者一人ひとりから保険料を納めていただき、ケガや病気になった方を、高齢者を含めた社会全体で支える制度です。

皆さんから納めていただく保険料は、皆さんがケガや病気をしたときの医療費などを支払うための大切な財源となります。

令和7年度の保険料率は、令和6年度と同様に均等割額が1人当たり4万4200円、所得割率が8.61%です。

■保険料の決まり方(年額)

保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計です。令和6年中の総所得金額等や世帯の所得状況により、個人単位で賦課します。

年間保険料額		均等割額		所得割額
(限度額80万円) 100円未満切捨て	=	1人当たり 4万4200円	+	(令和6年中の総所得金額等－基礎控除額※1) × 所得割率8.61%

※1 基礎控除額は原則43万円となりますが、所得金額が大きい場合は、基礎控除額が29万円・15万円・0円と徐々に減額されます。

○保険料の軽減について(申請手続きは不要です)

■均等割額の軽減

世帯の令和6年中(令和6年1月1日から令和6年12月31日まで)の所得状況に応じて「均等割額」が軽減されます。

軽減割合は、同一世帯の被保険者および世帯主(被保険者でない方も含む)の所得金額の合計により判定します。

■均等割額の軽減対象判定基準

同一世帯の被保険者と世帯主の令和6年中の 総所得金額等を合計した額	軽減後の均等割額	
43万円 +10万円×(給与所得者等※2の数－1)以下の場合	7割軽減	1万3260円/年
43万円 +30.5万円×世帯の被保険者数 +10万円×(給与所得者等※2の数－1)以下の場合	5割軽減	2万2100円/年
43万円 +56万円×世帯の被保険者数 +10万円×(給与所得者等※2の数－1)以下の場合	2割軽減	3万5360円/年

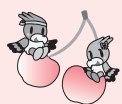
波線部の計算は、同一世帯の被保険者と世帯主に給与所得者等※2が2人以上いる場合に計算します。

※2 給与所得者等は、給与の収入額(専従者給与を除く)が55万円を超える方、または公的年金の収入額が65歳以上で125万円(65歳未満で60万円)を超える方(給与と年金の両方に該当する場合は1人と数えます)です。

★均等割額軽減判定時の年金所得計算方法

年金収入－公的年金等控除額－特別控除15万円(65歳以上のみ※3)＝年金所得

※3 昭和35年1月1日以前に生まれた方



男女共同参画通信 vol.76

「知っていますか？ DVのこと。 一人で悩まず、助けを求めましょう」

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、配偶者や恋人など親密な関係にある者またはあった者から振るわれる暴力のことで、男性から女性に対する暴力だけでなく、男性が被害者となる場合もあります。

殴る・蹴るなどの体を傷つけることだけでなく、強い束縛で恐怖心を与えたり、心を傷つけたりすることなども暴力にあたります。

例えば…

- ☐ バカにする、無視する、大声で怒鳴る
- ☐ 友人や親戚との付き合いを制限する
- ☐ 電話やメールの履歴を勝手にチェックする
- ☐ 殴る、蹴る、物を投げつける
- ☐ 性的な行為を強要される
- ☐ 生活費を渡さない、金銭的自由を与えない

配偶者などからの暴力(DV)で不安を感じたら、一人で悩まず、相談窓口にご相談ください。また、周りで被害に困っている方がいる場合には、ぜひこの情報を共有していただき、一人でも多くの方が相談・支援につながるできるようご協力をお願いします。

【女性の人権・男女共同参画に関連する主な相談窓口】

主な相談内容	窓口
・ 配偶者からの暴力	聖籠町保健福祉課 保健師 ☎0254-27-6511 月～金(祝日を除く) 8:30～17:15
・ 配偶者からの暴力	DV相談+ (プラス) ☎0120-279-889 電話・メール 24時間受付 チャット相談対応可
・ 男女共同参画、人間関係 ・ 体と心の健康や生き方	新潟県男女平等推進相談室 ☎025-285-6605
・ 夫などからの暴力(DV) ・ 虐待や売春強要 ・ 女性の保護や福祉に関する問題	新潟県女性福祉相談所 ☎025-381-1111
・ 性犯罪被害などの悩み ・ 程度に関わらず相談を	新潟県警本部 女性被害110番 ☎025-281-7890

問役場総務課 総務管理係(内線222)

■制度加入前日において被用者保険 の被扶養者であった方への軽減

会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者で、制度加入の前日において保険料負担のなかった方は、保険料の「均等割額」は資格取得月から2年間のみ5割軽減され、「所得割額」はかかりません。

軽減後の年間保険料額は2万2100円です。

★市町村国保や国保組合などは対象となりません。

★同一世帯の被保険者と世帯主(被保険者でない方も含む)の所得金額の合計が、右の表の「均等割額の軽減対象判定基準」の7割軽減に該当する場合は、7割軽減となります。

★3年目以降、保険料の均等割額は「均等割額の軽減対象判定基準」で判定され、所得割額はかかりません。

令和7年度の保険料額と納付方法は、7月中旬に決定し、被保険者の皆さまにお知らせします。後期高齢者医療保険料を特別徴収(年金からの天引き)で納めている方へ

令和7年4月に次の方に対して「後期高齢者医療保険料決定通知書」をお送りし、令和7年4・6・8月の納付額をお知らせします。

①令和7年2月に特別徴収で納めた金額と変更がある方

②令和7年4月から新しく特別徴収で保険料を納める方

令和7年2月に特別徴収で納めた金額と変更がない場合は、令和6年7月以降にお送りした後期高齢者医療保険料決定通知書での連絡となりますのでご了承ください。

お問い合わせ

- ・ 新潟県後期高齢者広域連合 業務課
資格保険料係 ☎025-285-3222
- ・ 役場町民課 保険係(内線115)

後期高齢者医療制度に加入している皆さまへ 人間ドック受診料を助成します

対 受診日現在において町内在住の後期高齢者医療制度に加入している人
後期高齢者医療保険料を滞納していない人

ご注意ください

- ・ 同じ年度で町の集団健診を受ける(受けた)方は助成できません。
- ・ 他市町村や他保険で健診助成を受けた方は助成できません。

【助 成 額】1万円(人間ドックの費用が1万円未満のときは実額)

【申請方法】①健診機関に、人間ドックをお申し込みください。

* 脳ドックは対象になりません。

②指定された日時に人間ドックを受診し、費用をお支払いください。

* 領収書は大切に保管してください。

③後日、健診機関から人間ドックの結果が送付されてきます。

④役場町民課の窓口で申請してください。



申請に必要なもの

- ・ 人間ドックの領収書
- ・ 人間ドックの結果
- ・ 印鑑
- ・ 口座番号のわかるもの

なお、結果については、保健福祉課と新潟県後期高齢者医療広域連合と共有し、今後の保健指導や、特定の個人が識別されない方法での統計・調査研究に活用します。

(参考) 周辺の健診機関と料金

健診機関	電話番号	健診料金※
下越総合健康開発センター (新発田市本町4-16-83)	0254-23-8370	4万1800円(1日) 3万7400円(半日)
新潟県健康管理協会 (新潟市中央区新光町11-1)	025-245-4455	4万1800円
下越病院 (新潟市秋葉区東金沢1459-1)	0250-21-2600	3万8500円
豊栄病院 (新潟市北区石動1-11-1)	025-386-2306	4万1800円
新潟健診プラザ (新潟市中央区紫竹山2-6-10)	025-245-1177	4万1800円
新潟健診スクエア (新潟市西区北場1185-3)	025-378-1201	4万1800円

※健診料金は、令和6年12月時点の国保の被保険者に対する料金です。
詳しい料金は健診機関に直接お問い合わせください。

お問い合わせ 役場町民課 保険係(内線115・116)

「オレンジカフェなごみ」 (認知症カフェ)

認知症の方やその家族、認知症のことを知りたい方など、どなたでも気軽に話し合える場です。

カフェの時間内で、認知症に関する個別の相談もできます。

お茶を飲みながら一緒に
お話ししたり、体操で身体を
動かしたりしてみませんか？
ゲームも予定しています！



日 時：4月21日(月)
午後1時30分～3時

場 所：なごみの家
(結いハート聖籠脇)

参 加 費：無料

申込方法：電話でお申し込みください。

当日参加OK！

【ご参加にあたってのお願い】

- ・ 事前申し込みをお願いします。
- ・ 悪天候などを理由に中止となる場合があります。その際には申し込みされた方へ個別に連絡させていただきます。
- ・ 参加される方にはマスクの着用をお願いしています。
- ・ 体調不良・発熱などの症状がある場合は参加の自粛をお願いします。

**お申し込み・お問い合わせ
聖籠町地域包括支援センター
(町保健福祉センター内)
☎27-6521**

令和7年度町税などの納期限が決まりました

本年度の町税などの納期限が次のとおり決まりました。

税(料)金は、納入期限内に完納するようお願いいたします。なお、納付には、確実に納め忘れのない口座振替による納付をお勧めします。お申し込み手続きは町指定の金融機関(ゆうちょ銀行を含む)の窓口で、口座振替依頼書に必要事項を記入し提出してください。 ※手続きされた月の翌月末の納期到来分から口座振替になります。

税目	期別	納期限
町・県民税および 森林環境税	1	令和7年 6月30日
	2	令和7年 9月 1日
	3	令和7年10月31日
	4	令和7年12月 1日
固定資産税	1	令和7年 4月30日
	2	令和7年 7月31日
	3	令和7年 9月30日
	4	令和8年 1月 5日
軽自動車税	全期	令和7年 6月 2日

税目	期別	納期限
開拓パイロット賦課金	1	令和7年 6月 2日
	2	令和7年 9月30日
国民健康保険税 介護保険料 後期高齢者医療保険料	1	令和7年 7月31日
	2	令和7年 9月 1日
	3	令和7年 9月30日
	4	令和7年10月31日
	5	令和7年12月 1日
	6	令和8年 1月 5日
	7	令和8年 2月 2日
	8	令和8年 3月 2日
	9	令和8年 3月31日

問 役場税務課 税務係(内線144)
役場町民課 保険係(内線115・116・117)
役場産業観光課 地域振興係(内線125)

～救うのは
一番近くあなたの手～
定期救命講習会の案内

内 心肺蘇生法(AED含む)・
止血法など

普通救命講習Ⅰ(基本コース)
普通救命講習Ⅱ(Ⅰ+テス
ト)、普通救命講習Ⅲ(小児・
乳児)、上級、入門コース

時 4月～令和8年3月

※詳細は、新発田広域消防本
部ホームページ(<http://www.shibata-kouiki.jp/119/>)を
ご確認ください。

所 消防本部2階会議室(定員
30名) ☎0254・22・
3701、胎内消防署2
階会議室(定員20名) ☎
0254・43・3311、
聖籠分署2階会議室(定員
10名) ☎27・2500

【受付期間】開催日の10日前ま
で、定員になり次第締切

【申込方法】受講申請書により
お申し込みください。消防本部
のホームページからも申請書を
ダウンロードできます。

【その他】受講料は無料です。

入門コースは講習後の修了証が
交付されません。

申・問 各会場または、新発田

地域広域消防本部警防課
☎0254・22・9073

春の火災予防運動

『守りたい 未来があるから
火の用心』

4月1日(火)から4月7日
(月)までの7日間、県下一斉
に春の火災予防運動が実施され
ます。

●住宅防火対策の推進

住宅防火 いのちを守る

10のポイント

4つの習慣

- ①寝たばこは、絶対にしない、
させない。
- ②ストーブの周りに燃えやすい
ものを置かない。
- ③こんろを使うときは火のそば
を離れない。
- ④コンセントはほこりを清掃
し、不要なプラグは抜く。

6つの対策

- ①火災の発生を防ぐために、ス
トーブやこんろなどは安全装
置の付いた機器を使用する。
- ②火災の早期発見のために、住
宅用火災警報器を定期的に点
検し、10年を目安に交換する。
- ③火災の拡大を防ぐために、部

屋を整理整頓し、寝具、衣類
およびカーテンは、防災品を
使用する。

④火災を小さいうちに消すため
に、消火器などを設置し、使
い方を確認しておく。

⑤お年寄りや身体の不自由な人
は、避難経路と避難方法を常
に確保し、備えておく。

⑥防火防災訓練への参加、戸別
訪問などにより、地域ぐるみ
の防火対策を行う。

●枯草・林野火災予防対策の推進

枯草火災などは例年、春先に
多く発生しています。

空気の乾燥や風などの気象状
況により、小さな火から容易に
拡大し消火が困難となります。
火入れやたき火を行う農作業時
や行楽時の火の取り扱いには十
分注意してください。

問 新発田地域広域事務組合
消防本部予防課

☎0254・22・8096
または、お近くの消防署まで

暮らしのお困りごと相談所を イオン新発田店で開催します

行政相談委員および総務省新潟行政評価事務所は、地域の皆さまがお困りごとを身近に相談できるように、イオン新発田店で、「暮らしのお困りごと相談所」を開催しています。

相談所では、下越地区の行政相談委員や新潟行政評価事務所の職員が、親身になってご相談をお聴きしますので、お買い物ついでにお気軽にご相談ください。

「イオン新発田店での相談所」

時 毎月第1金曜日
午前10時～正午

所 イオン新発田店1階

(新発田市住吉町5丁目11・5)

問 総務省 新潟行政評価事務所

☎ 0570・090110

適職を探そう！ 一般職業適性検査を 実施します

「自分に合う仕事ってなんだろう？」「自分の得意、不得意ってなんだろう？」職種選択にお悩みの方を対象に、職業適性の検査を行います。筆記検査により7種の能力の測定を行います。

す。後日、個別に結果のフィードバックも行っています。

対 15～49歳で就業していない方

(要申込) 定員8名

時 4月17日(木)

午後2時～4時

所 聖籠町立図書館 会議室

適性検査以外にも15～49歳で就業していない方を対象に、就職についての個別相談を行っています。詳しくはお問い合わせください。

申・問 下越地域若者サポートステーション

☎ 0254・28・8735

電話受付時間 平日午前10時

～午後5時まで(第2金曜日は休館日)

は休館日)

土地家屋調査士による 表示登記無料相談会

時 4月19日(土)

受付は午前10時から午後2時まで

所 新潟県土地家屋調査士会館

(新潟市中央区上大川前通6

・1211・5 三好マン

ション 鏡橋 3階) ※駐車場

無し

内 土地や建物の登記や境界に

関するもめ事について

・土地を分ける(分筆)・合わ

せる(合筆)

・土地の境界が不明・隣人と見解が異なる

・登記してある建物とくい違いがある など

他 状況のわかる図面・書類などがありませんらお持ちください。

予約制です。4月14日(月)午後1時までにご連絡ください。当日は電話での相談もできます。

問 新潟県土地家屋調査士会

☎ 025・378・5005

家庭犬のしつけ教室

「おいで」でこない、散歩のときに引つ張る、犬の習性がよく分からないなど、困っていることはありませんか？犬のしつけに興味がある方は、どなたでも受講できますのでお気軽にご参加ください。

講義&実技コース

①講義

時 5月11日(日)

午前10時～正午まで

所 新発田市カルチャーセンター

2階 展示室・視聴覚室

※1組2名まで

②実技

時 5月25日(日)、6月8日

(日)、6月15日(日) 午前8時～9時50分のうち50分間

所 県立紫雲寺記念公園内ドックラン施設

【受講料】 2000円(新潟県動物愛護協会の会員でない方は、別途入会金2000円が必要)

【定員】 20組

※参加犬の条件は、概ね生後6か月以上であり、狂犬病および5種以上の混合ワクチンが接種済であること。

講義コース

時 5月11日(日)

午前10時～正午まで

所 新発田市カルチャーセンター

2階 展示室・視聴覚室

※1組2名まで

【受講料】 無料

【定員】 7組

【申込方法】 電子申請で提出。

詳しくは下越動物保護管理センターのホームページをご確認ください。

問 下越動物保護管理センター

☎ 0254・24・0207

下越福祉行政組合 職員募集

下越福祉行政組合では、令和

8年4月1日採用の職員採用試験を次のとおり実施します。

【採用職種】 福祉処遇職(支援員・指導員または介護員)

【採用予定人数】 2名程度

【応募期間】 4月7日(月)～

5月8日(木) メールまたは郵送で申し込んでください。

【受験資格】 平成7年4月2日

以降に生まれた者で、学校教育法の規定に基づく高等学校を卒業した者

【第一次試験】 SPI3

※5月13日(火) から5月27日

(火) まで全国のテストセン

ターにて受験が可能

【第二次試験】 面接試験(6月下旬予定)

【試験案内】 新発田地域広域事務組合ホームページからダウンロードできます。

申・問 下越福祉行政組合事

務局総務課(〒957・

0053 新発田市中央町

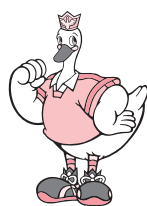
5丁目4番7号)

☎ 0254・26・1501

Eメール syomu@shibata-

kouiki.jp

トップチーム
大学生・アカデミー生が
天然芝Cピッチの除雪に協力！



**アルビレックス
新潟情報!!**

新潟聖籠
スポーツセ
ンターアル
ビレッジで

は、2月25日(火)に、トップチームが練習で使用
する天然芝Cピッチの除雪作業が行われました。当
日は、アルビレッジ職員の先導のもと、新潟医療福
祉大学サッカー部(男子・女子)とアルビレックス新
潟アカデミーの選手・スタッフ、総勢約130名にご
協力いただきました。

荒天続きで圧雪となった雪は硬くて重いため、人
力での除雪は難航。しかし、大学生やアカデミー生
は、スノーダンプやラッセルなどを使って根気強く
作業を進め、約1時間で半面の除雪が完了しました。
寒空の中、負担が大きな作業でしたが、ご協力いた
だきありがとうございました！

● 2月10日(月)から22日
● (土)まで沖縄県南城市に
● てトレーニングキャンプ
● を実施。3回のトレーニ
● ングマッチを含んだキャンプ期間中は攻撃面での進化を目指し、
● 守備面では今までの成果をより深化させる集中したトレーニング
● を積み重ねることができました。またキャンプ中には地元の小学
● 生学校給食を食べ、交流したほか、南城市のサッカー少年少女約
● 60名を対象としたサッカー教室を実施しました。WEリーグチ
● ムのない沖縄県の子どもたちにプロサッカー選手と交流すること
● でサッカーの楽しさを味わってもらおう機会となりました。

WEリーグ後半戦再開

● ウィンターブレイクが開け3月2日(日)からWEリーグ後半
● 戦に突入しています。初のタイトル獲得に向けて最後まで自分
● たちを信じて挑み続けます。ぜひ満員のスタジアムでチームを
● 後押ししてください。応援よろしくお祈いします。

レディース
2024・25沖縄キャンプ
Supported by ナミックスを実施



4月開催ホームゲーム予定 ※会場はすべてデンカビッグスワンスタジアム

<2025明治安田J1リーグ>

第8節 4月2日(水) vsアビスパ福岡 午後7時キックオフ
第10節 4月13日(日) vs横浜F.C. 午後2時キックオフ
第11節 4月19日(土) vs京都サンガF.C. 午後2時キックオフ

<SOMPO WEリーグ>

第18節 4月20日(日) vs日テレ・東京ヴェルディベレーザ 午後1時キックオフ
第19節 4月27日(日) vsAC長野パルセイロ・レディース 午後1時キックオフ



JAPANサッカーカレッジからの お知らせ



NSG合同卒業式！

3月6日(木)にNSGグループ、29校合同の卒業式が朱鷺メッセで行われ、
JAPANサッカーカレッジからもたくさんの卒業生達が夢へと羽ばたいて行き
ました。この春、ご卒業された皆さま、おめでとうございます！

新生活などで大変なことが多いと思いますが、自分のペースで最大限の力を
発揮できるようにがんばってください！

北信越フットボールリーグ情報！

私たちJAPANサッカーカレッジが所属する、北信越フットボールリーグの2025シーズンが4月6日(日)から開幕します！
ホームゲームは、4月6日(日)午後2時から新潟経営大学FCと対戦します。会場は、JAPANサッカーカレッジグラウ
ンドです。

入場は無料で、試合観戦以外にも、キックターゲットなどの運動系ア
クティビティ、工作体験ブースなども実施しています。外部団体をお呼
びしての展示やグッズ販売などもお楽しみいただけますので、ぜひお越
しください！

2025シーズンも応援をよろしくお祈いします！





社会福祉法人真心福祉会
子育て支援センター(そだちの家)
☎27-1140

すくすくサロン「さくらんぼ」

子育て支援センターでは、家庭で子育てが楽しめるように、そだちの家にすくすくサロン「さくらんぼ」のお部屋を開放しています。お家で子育てをしている人が集まり、広いお部屋で元気いっぱい遊びながら、交流しながら楽しんでいます。また、利用者同士仲間になったり、保育士に育児相談も気軽にできます。皆さん、お友達と誘い合っておいでください。



「さくらんぼ」の主な予定

★大きくなったかなあ～身長・体重測定

＊月1回火曜日…身長計、体重計を用意しますので、大きくなったか測ってみましょう。

★赤ちゃんびより…月1回水曜日(5月～)

＊1歳未満のお子さんとお家の方々とふれあい遊びや手作りおもちゃを作って、楽しい時間を過ごしましょう。

★離乳食試食会…月1回(ハーモニーこども園で行っています。)

＊初期・中期・後期・完了食で実施しています。大きさや味をみながら試食してください。

★季節の行事や製作遊び

＊毎月、親子で楽しむイベントを計画しています。
多世代交流日(地域の方と触れ合う会)・七夕会・秋の会・クリスマス会・豆まき会・ひな祭り会

★誕生会…2か月に1回

＊生まれてきてくれてありがとう！皆さんでお誕生日をお祝いしましょう。

★子育て相談…保育士が相談に応じます。

＊栄養士・看護師が相談に応じる行事も予定しています。

★その他…ブックスタートなども予定しています。

＊行事につきましては、事前予約とさせていただきます。



こんなことがあるよ！

お友達も誘っておいでください

4月1日(火) すくすくオープン

7日(月) はじめましての会

15日(火) 測ってみよう

18日(金) 作って遊ぼう「こいのぼり」

＊はじめましての会はスタッフ一同、「よろしくね」の心を込めてお待ちしております。

＊行事のない日も各年齢に沿った楽しい遊びを用意しています。子育てを応援するスタッフがお持ちしています。



「さくらんぼ」利用にあたって！

★お子さんの遊び相手をしながら、親子の絆をしっかりと深めることができます。

★親子で仲間作りが楽しめるリフレッシュできます。

★家庭以外の人とのかかわりが体験でき社会性が育まれます。

★子育ての悩みや心配事など気軽に相談できます。

★安心して子育てが楽しめる情報がいっぱいあります。(離乳食メニュー・トイレトレーニング・親子遊びなど)



○月曜日～金曜日(無料です)

★午前9時30分～

午後0時30分

★午後1時30分～4時

★お休みは…祝祭日・

年末年始

○開放日…土曜日、日曜日

毎月のおたより発行について

★毎月の詳細(予定)については、おたよりを発行していますのでご覧ください。

★おたよりはせいらう幼稚園・町保健福祉センター・亀塚児童館・各こども園・保育園・図書館などにおいてあります。また、カレンダーを各所に掲示してありますのでご覧ください。



感染症対策について

☆安心して遊べるように、室内、玩具には、毎日消毒を行っています。

☆感染症が流行した場合、感染予防のため、予定している行事につきましては中止、延期になる場合があります。

☆感染予防のため、ご理解とご協力をお願いします。



この写真は保健福祉センターで行われている乳児健診会場で主に4か月健診対象乳児を撮影しています。

元気に育ってね！



こま 航真ちゃん



田中 那奈子ちゃん



坂井 瑠海ちゃん



渡辺 瑠希ちゃん



板越 呂和ちゃん



中村 陽咲ちゃん

町の宝です
2月の乳児健診から

ミ ラ クル

食は味楽来

聖籠町の飲酒者のうち、3人に1人が多量飲酒

町の飲酒頻度状況については、町民アンケートにおいて、毎日飲酒をする人は22.6%（男性37.0%、女性10.3%）でした。また、飲酒頻度が高い人ほど1回の飲酒量が多い傾向にあり、1日2合以上の飲酒習慣がある人は35.9%いました。男性は43.2%と4割を超えています。

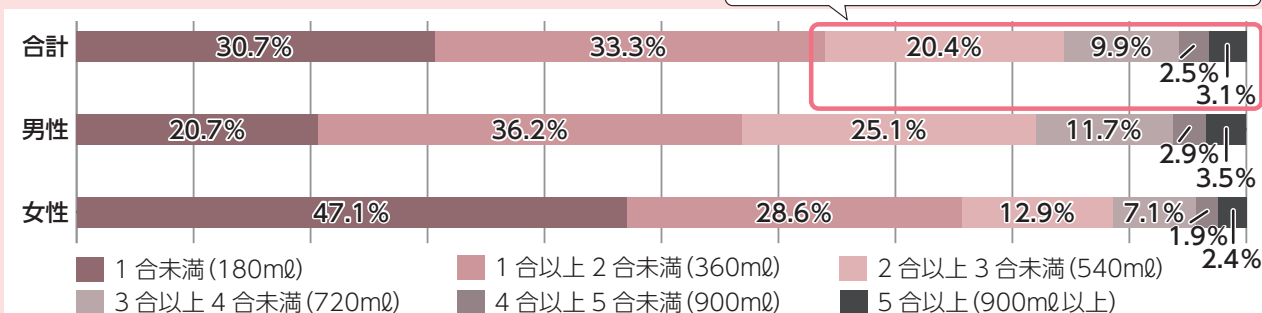
厚生労働省では健康に配慮した飲酒に関するガイドラインを作成しています。例えば、男性の場合、日本酒換算で2合以上/日、または15合以上/週の飲酒量を超えると脳卒中などの疾病リスクが高まるとされています。

飲酒量（1日以上/月 飲酒する人のみ回答）

※町民アンケートより（令和5年9月実施）

お酒を飲む日は1日あたり（清酒1合に換算して）
どのくらい飲みますか

35.9%の人が1日2合以上（多量飲酒量）
飲酒しています！！



「健康に配慮した飲酒に関するガイドライン」より

脳卒中（脳梗塞）の発症リスクとなる飲酒量（純アルコール量）は

男性で300g/週 女性で75g/週 （参考 男性1日40g、女性1日11g）

（例）純アルコール40gの目安

日本酒 180ml（1合）× 2合

ビール 500ml缶 × 2缶

焼酎（25度） 200ml

缶チューハイ 7%タイプ 700ml 9%タイプ 550ml

その他、インターネット上で、実際に自分が飲んだ種類と量を選択すると、純アルコール量とアルコール分解時間を把握することができます。自分がリスクのある飲み方をしていないか、ぜひチェックしてみましょう。

詳細は

アルコールウォッチ

検索

お問い合わせ 保健福祉課（町保健福祉センター内） 管理栄養士 ☎27-6511

令和7年度

「あそび教室」参加者募集♪

心の栄養「あそび」を通して、ハンディのある子もない子も関係なく、子どもも大人も「共に育ち合う場」として昭和53年(1978年)から始まった「あそび教室」です。

【期 間】 5月下旬～翌年3月中旬まで(予定)

原則毎週水曜日 午前9時50分～11時30分

※参加者には詳しい日程をお知らせします。

【会 場】 町保健福祉センター 大集会室

【内 容】 親子あそび・リズムあそび・自由あそび 他

【募集対象】 令和4年4月2日～令和5年9月30日の間に生まれた子どもとその保育者 20組

※原則として1年間継続参加できる親子

【受 付】 4月14日(月)以降、随時電話や窓口にてお申し込みください。

定員になり次第、締め切ります。



親子遊びの様子です♪
お外へも遊びに行きます！



日々多忙で子どもとゆったり関わる時間はないけど、
週に1回、この日はじっくり我が子と向き合う時間で
親の方が夢中になって遊んでいます！



お問い合わせ 保健福祉課(町保健福祉センター内) 保健師 ☎27-6511

本割引券を切り取り、各施設に持参してください。

新潟広域都市圏連携事業 文化・観光施設共通割引券

この券の提示で次の施設の入館料を割引します

- (新 潟 市) マリンピア日本海、倉津ハル記念館
- (三 条 市) 諸橋轍次記念館
- (新発田市) 露谷虹児記念館、市島邸
- (燕 市) 燕市産業史料館
- (五 泉 市) 五泉市村松郷土資料館、チャレンジランド杉川
- (阿賀野市) 吉田東伍記念博物館、水原代官所
- (胎 内 市) 胎内昆虫の家、胎内自然天文館
- (弥 彦 村) 弥彦の丘美術館
- (阿 賀 町) 三川・温泉スキー場

有効期限 2026年3月31日まで

※割引額、営業時間、休館日は各施設により異なります
※本人と同行者全員を割引します ※聖籠町に在住の方のみ使用可
※原本のみ使用可。有効期限まで何回でも使用できます
※他券との併用不可

「新潟広域都市圏」とは、
本町を含む12市町村が広域で
連携することで効率的な行政
サービスの提供や圏域全体の
経済の活性化を図るものです。
その取り組みの一つとして、
各市町村の文化・観光施設
で利用できる共通割引券を
発行します。
この機会に様々な施設をお
得に巡ってみませんか。
なお、割引額、営業時間、
休館日は各施設により異なり
ます。

お問い合わせ
役場総務課

広報広聴係
(内線222)



共通割引券については
こちらから

割引券を利用できる施設の一
覧は、新潟市ホームページで
公開されていますので、左記
二次元コードからご覧ください。

文化・観光施設などがお得に！
新潟広域都市圏連携事業 共通割引券